

第2次安曇野市 子ども・子育て 支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

安心して暮らせるまち
～出産・子育て環境が充実したまちづくり～



安曇野市

はじめに



核家族化の進行、共働き家庭の増加や地域の繋がりの希薄化など、近年の社会環境の変化により子育てに孤立感や不安感、負担感を抱く方が増えており、子ども・子育て支援は重要な政策課題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来に伴う子ども人口の減少、人口構造の変化などは、将来の社会の存続にも関わる重要な問題であり、こうした課題を克服していくためには、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことが急務となっています。

こうした中、社会保障と税の一体改革において、子ども・子育て支援は、社会保障のひとつとして年金、医療、介護と並ぶ大きな柱として位置づけられ、平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度とともに、本市では「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、国の基本指針に示された「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援への量的拡充と質的改善を図ってきました。

この度、子ども・子育て支援の総合的な取り組みを確実に推進していくため、前計画である「安曇野市子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方を継承した「第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画策定に先立って実施したアンケート調査では、3歳未満児保育や放課後児童クラブの受入れ拡充、児童館事業の充実とともに子育て支援センター機能を有する施設の設置要望など、子ども・子育て支援に対するさらなる充実を期待する声が多かったことから、本計画において重点的に取り組むべき課題として盛り込んでおります。

今後は、本計画の基本理念にも掲げた「安心して暮らせるまち、出産・子育て環境が充実したまちづくり」の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、関係団体、事業者の皆様と連携を図りながら、子ども・子育て支援を推進してまいります。

また、家庭、学校、地域、その他社会のあらゆる分野の方々の役割分担と相互の協力により、子どもたちが明るく元気に育つまちとなりますことを心から願っておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました子ども・子育て委員の皆様をはじめ、市民アンケートなどで数々の貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

令和2年3月

安曇野市長 宮澤 宗弘

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 計画策定の背景と目的 1
- 第2節 計画の性格と位置づけ 2
- 第3節 計画の期間 3
- 第4節 計画の策定方法 3

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題の整理

- 第1節 本市の状況 4
- 第2節 前事業計画における主な成果と課題 9
- 第3節 事業計画実施に向けての課題整理 13

第3章 計画の基本的な考え方

- 第1節 基本理念 17
- 第2節 施策の体系 18
- 第3節 施策への取り組みと今後の方向性 19
 - 基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり 19
 - 基本施策1 安全な妊娠・出産への支援 19
 - 基本施策2 乳幼児と保護者への健康支援 21
 - 基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり 25
 - 基本施策1 児童福祉サービスの充実 25
 - 基本施策2 経済的支援の充実 30
 - 基本施策3 障がい児支援の充実 32
 - 基本施策4 ひとり親家庭への支援 35
 - 基本施策5 児童虐待への対応といじめ・不登校対策の充実 36
 - 基本目標3 次代を担うたくましい人づくり 39
 - 基本施策1 学校教育の充実 39
 - 基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成 41
 - 基本目標4 子育てを支える環境づくり 44
 - 基本施策1 子育てしたくなるまちづくり 44
 - 基本施策2 仕事と生活との調和 46

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節	教育・保育提供区域の設定	47
第2節	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策	47
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	51
第4節	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	65

第5章 計画の推進体制

第1節	計画推進・進行管理体制の整備	67
第2節	関係機関との相互連携による推進	67
第3節	計画の点検・評価	68

資料編

1	活動評価指標及び参考値	69
2	人口推計	75
3	ニーズ調査結果	76
4	安曇野市子ども・子育て会議委員名簿	82

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

近年、少子化や晩婚化の進行により、生産年齢人口の減少、社会保障費の増加、地域活力の低下等、地域経済への深刻な影響が顕在化しつつあります。また、核家族化や地域の繋がりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も増加傾向であるとともに、結婚や子どもを産み育てることに対する意識も変容してきており、子どもと子育てを取り巻く環境も、時代とともに変化し続けています。また、少子化の一方で、女性の就業意欲の高まりにより待機児童問題等も拡大し、全国的に子育て支援の質・量ともに不足している状況でもあります。

このような課題を解決するため、平成27年4月から「子ども子育て支援新制度」が実施され、市町村が子育て支援事業の実施主体となり、教育・保育の需要量や供給体制について、地域のニーズを把握し、その地域の実情に合わせたサービスの整備計画として「安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、関係部署において子育て支援に関する様々な事業に取り組んできたところです。

本市は、北アルプスの麓に広がり、豊かな自然や清らかな水に恵まれ北アルプスの山々と田園のコントラストは、全国にも誇れる魅力のひとつであり、人々の心を潤すとともに、生活環境の形成や産業の活性化にも大きく寄与し本市の発展を支えてきました。地域ブランド調査2019

(※1)では、全国1,000市区町村のうち「魅力度」が82位と上位に位置しており、また、令和2年1月に県が公表した人口増減率は、▲0.32%と県内の19市では3番目に低い減少率となっています。こうした地域ブランド力の高さや人口減少の抑制に繋がった成果が表れていることで、本市が恵まれた自然環境であることを改めて認識しつつ、人口減少対策等に引き続き取り組むことが重要です。

そこで、このような恵まれた自然環境を強みに、出産・子育て環境が充実したまちづくりの実現に向け、子どもは地域の宝という意識を持ち、子育てする保護者や子どもたちを見守り、支援することで子どもが最善の利益を得ることできるよう、幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援の一層の充実を図る取り組みを総合的に推進するため、これまでの「安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、新たに「第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定します。

(※1) 2006年からブランド総合研究所が毎年実施している消費者調査

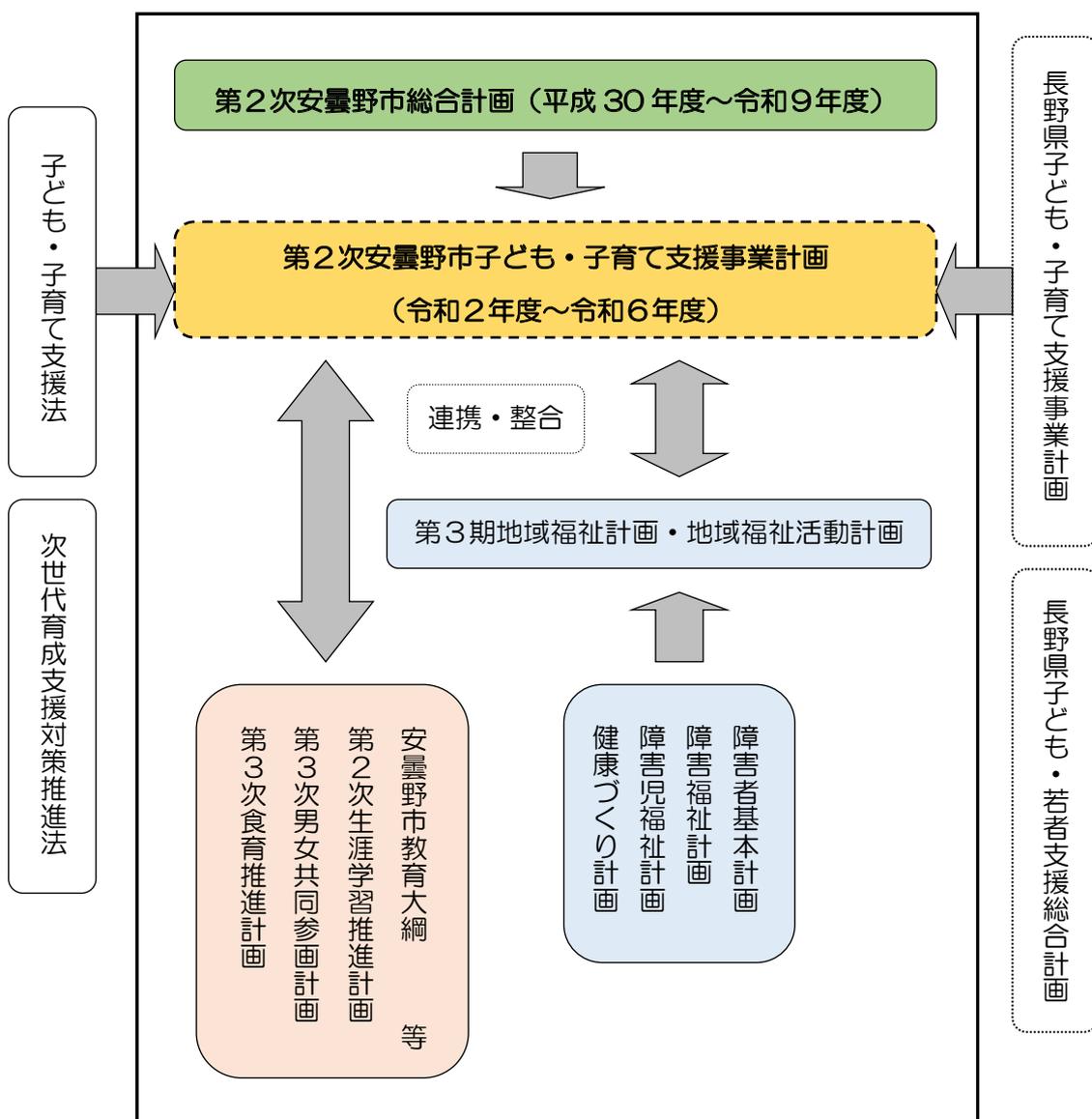
(市町村子ども・子育て支援事業計画)《子ども・子育て支援法(抜粋)》

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

第2節 計画の性格と位置づけ

本市の最上位計画とする「第2次安曇野市総合計画」では、本市が目指す将来都市像や長期戦略等が示されており、その計画の実現に向けた「子育て支援」に関する下位計画として、「第2次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

また、次世代育成支援行動計画を継承した「安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎながら、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合を図りながら総合的に子育て支援を進める計画とします。



第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の国の方針や社会情勢等の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4節 計画の策定方法

1 安曇野市子ども・子育て会議による審議

安曇野市子ども・子育て会議条例に基づき、平成26年6月から安曇野市子ども・子育て会議を設置しており、子育て当事者や保育・教育関係者、子育て支援関係団体等で構成された委員により、本市の子ども・子育てに関する課題等を整理しながら幼児期の学校教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策や事業内容等について審議しました。

2 ニーズ調査の実施

平成30年12月に、子育て世帯や子どもの生活実態や要望等を把握するため、未就学児童及び就学児童の保護者を対象に、子ども・子育てに関するアンケート調査を実施しました。調査結果は、市のホームページへ掲載し、また、子ども・子育て会議において、本市における子どもとその保護者及び地域の実情を把握する資料として活用しました。

3 市民意見の聴取等の実施

令和元年12月から令和2年1月にかけてパブリックコメントを実施し、本計画案に対して広く市民からの意見等を募集しながら最終案として策定しました。

《子ども・子育て支援新制度のポイント》

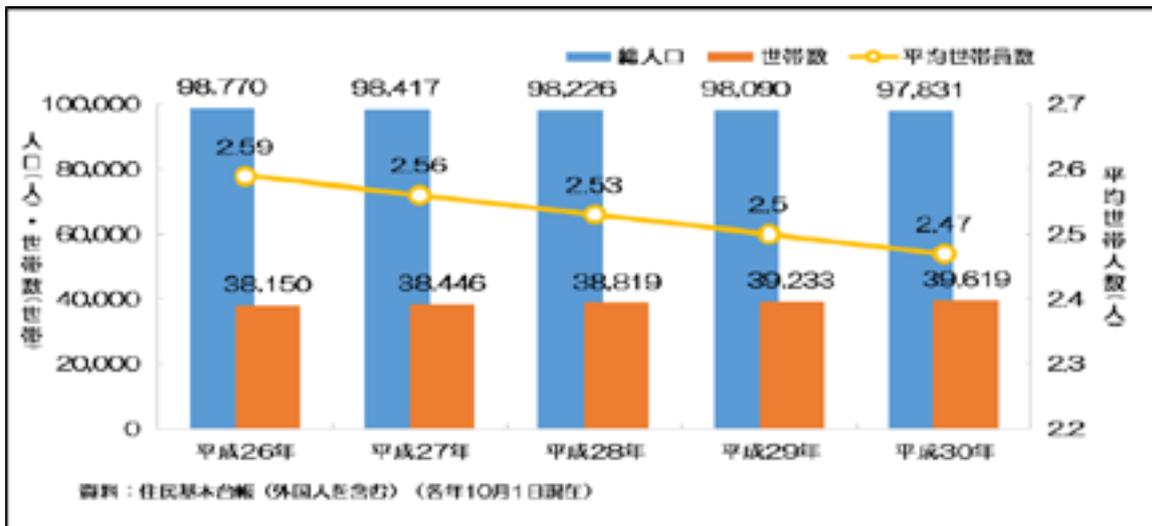
- 認定こども園制度の改善 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体が実施主体 市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担 消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援事業者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題の整理

第1節 本市の状況

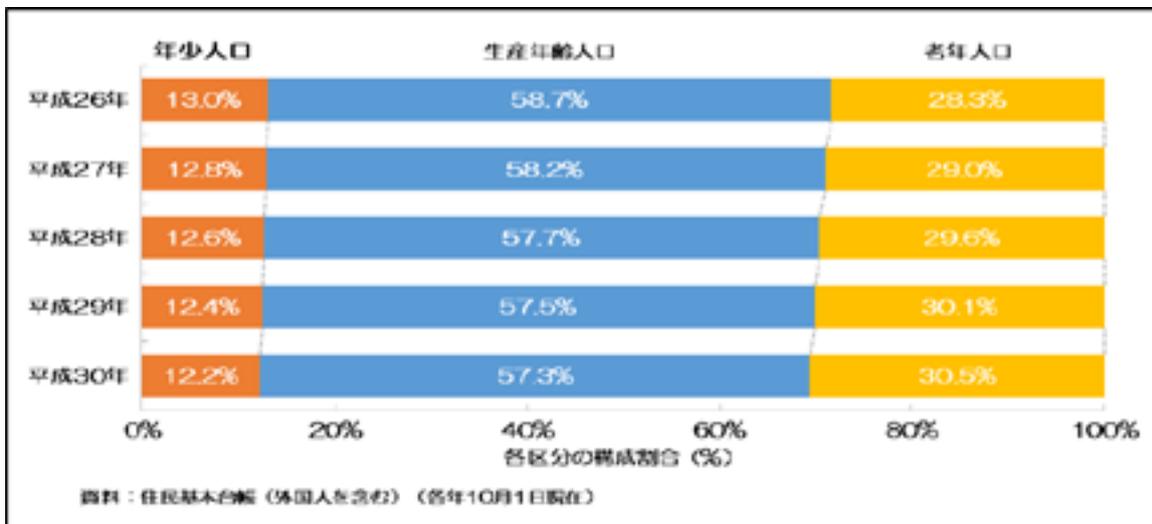
1 総人口・世帯数の推移

本市の人口は、おおむね緩やかな減少傾向で推移しています。また、近年の核家族化により世帯数は増加傾向にありますが、世帯を構成する平均人数は緩やかな減少を続けています。



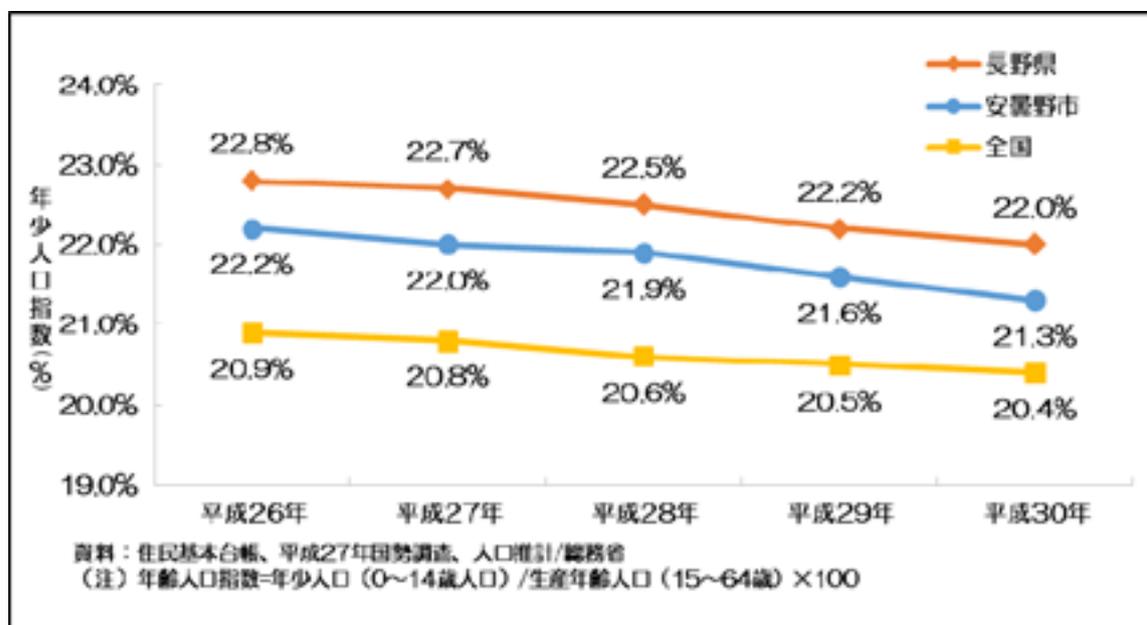
2 年齢3区分別人口の推移

人口を年齢別に見ると、年少人口（0～14歳）割合と生産年齢人口（15～64歳）割合が減少していることから、本市においても少子高齢化が進んでおり、今後もこの状況が続くもの推測されます。



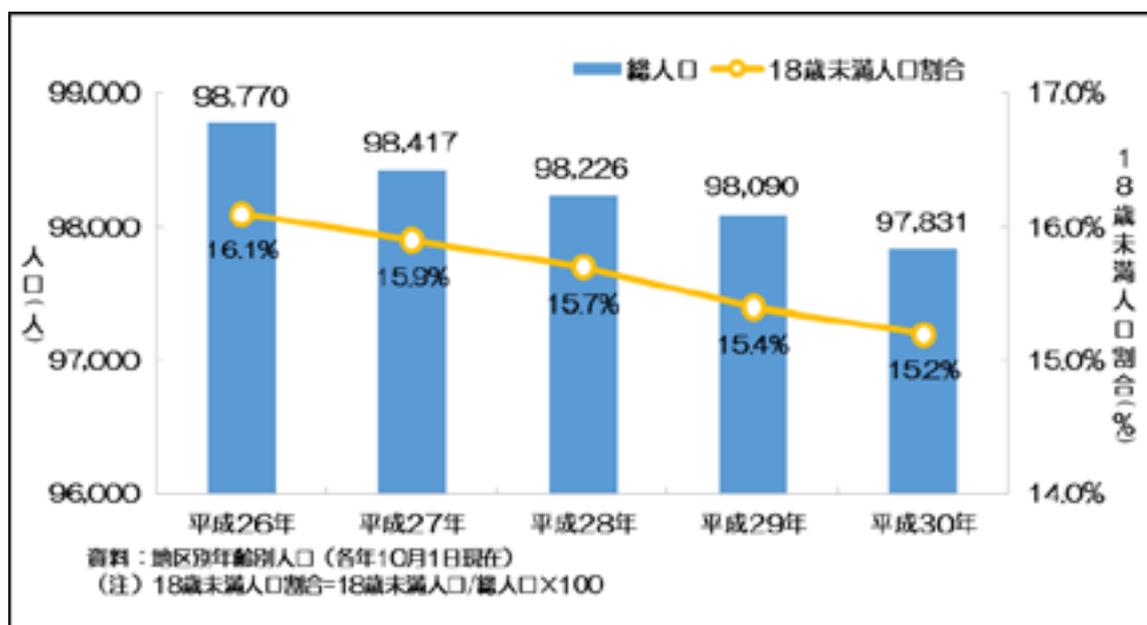
3 年少人口指数の推移

生産年齢人口に対する年少人口の割合は、緩やかな減少傾向であり、本市においては、全国平均を上回っていますが、県平均に対しては0.6～0.7%下回っています。



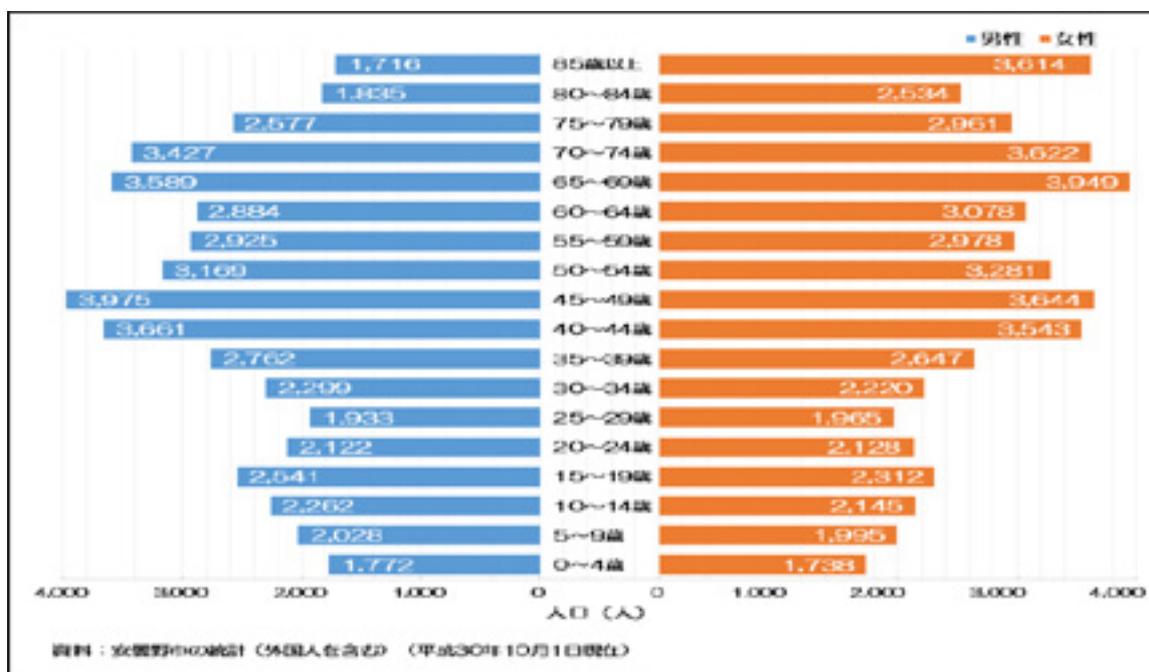
4 総人口と18歳未満の人口の割合

総人口に占める18歳未満の人口割合も年々減少傾向にあり、本市においても少子化に伴い人口減少へと推移しています。



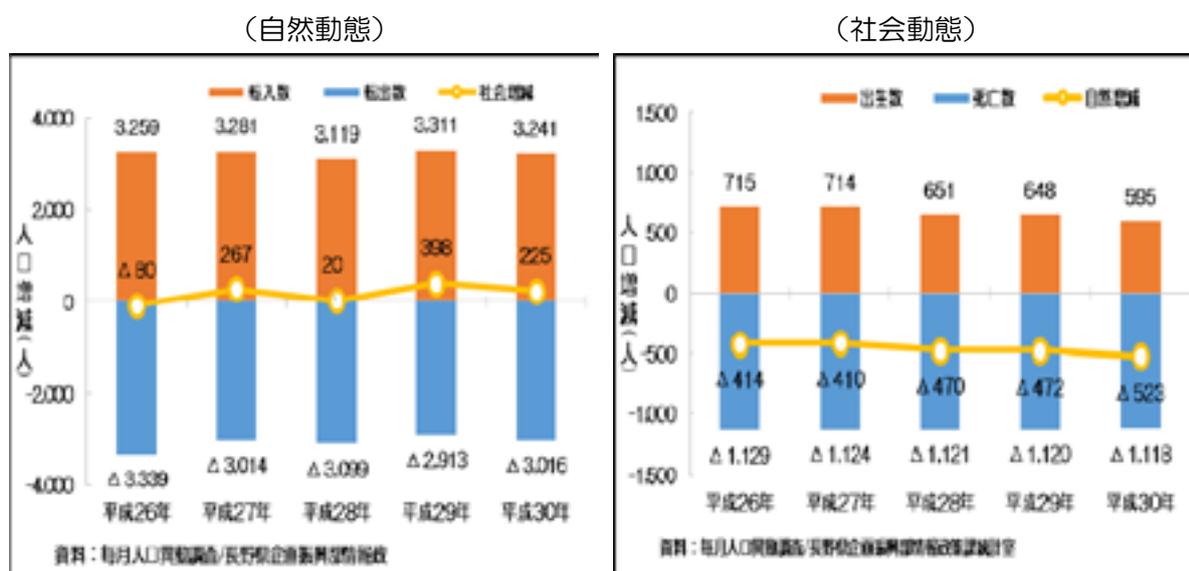
5 人口ピラミッド（男女別・5歳階級別）

本市においては、全体として女性が男性よりも6%ほど人口が多く、75歳以上になると、さらに多い比率で男性を上回っています。



6 人口動態

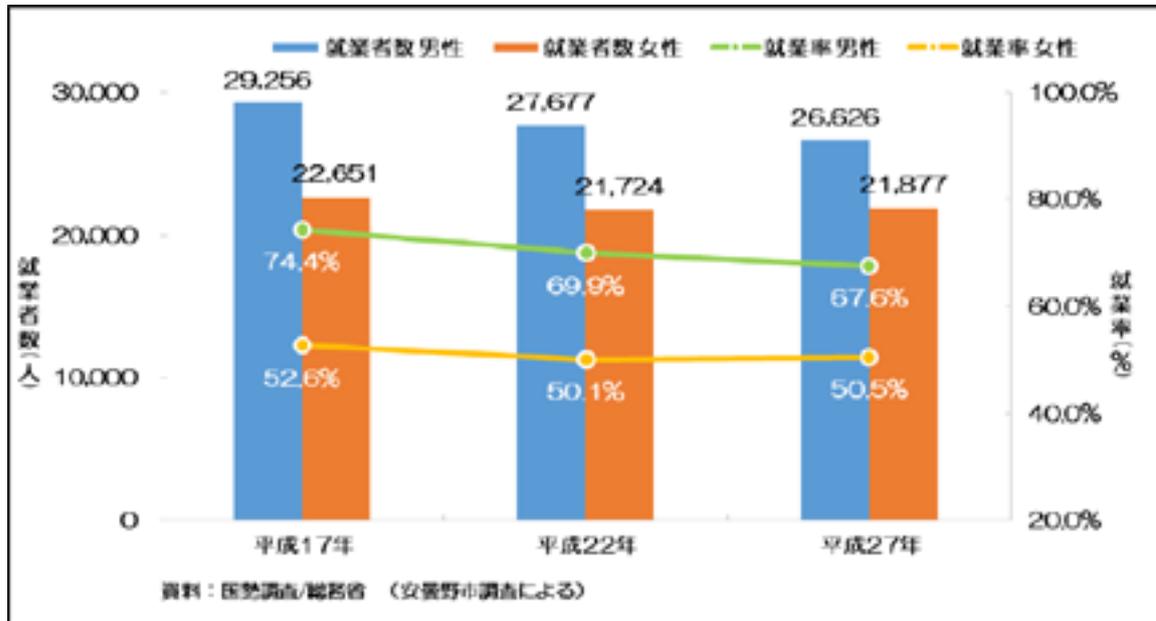
本市の自然動態（出生・死亡）については、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、社会動態（転入・転出）については、わずかに社会増となっている状況であります。少子化により自然減が続く一方で、転入・転出はその年ごとでの社会情勢や経済状況等に影響を受けるものであり、今後もこうした傾向が続くことが予想されます。



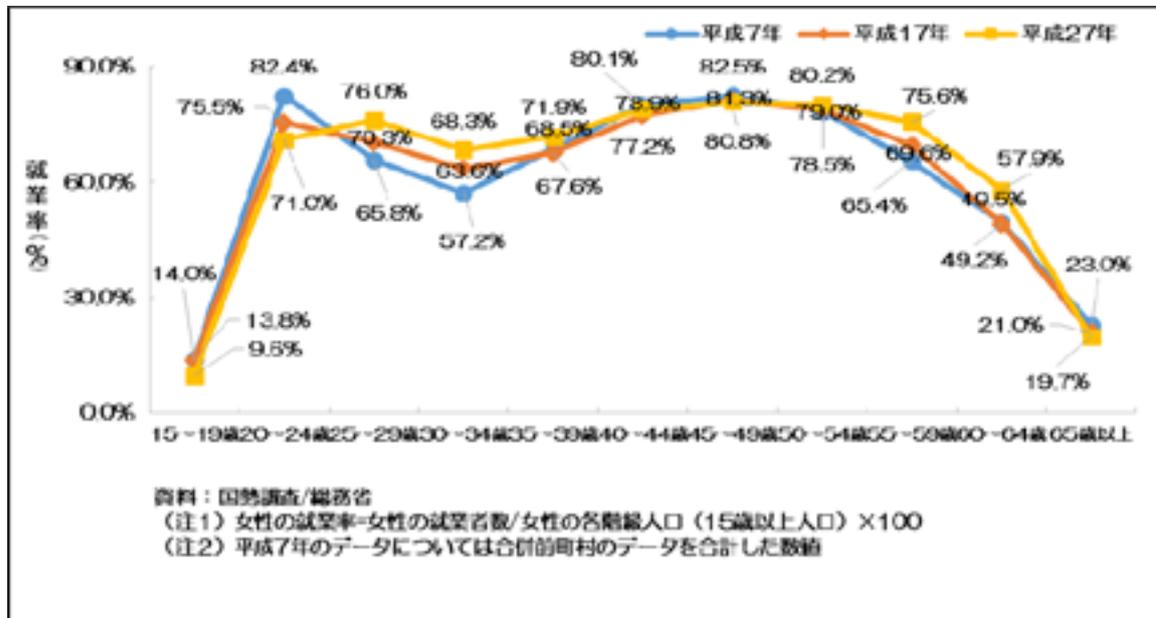
7 就業状況

男性の就業率は、概ね70%の水準にありますが、女性は50%台を推移しています。また、女性の年齢別就業率を見ると、どの年も30歳前後で低下しています。また、10年、20年前の調査と比べ、25歳～29歳以上のすべての年代において高い就業率となっています。

(男女別就業者数及び就業率)

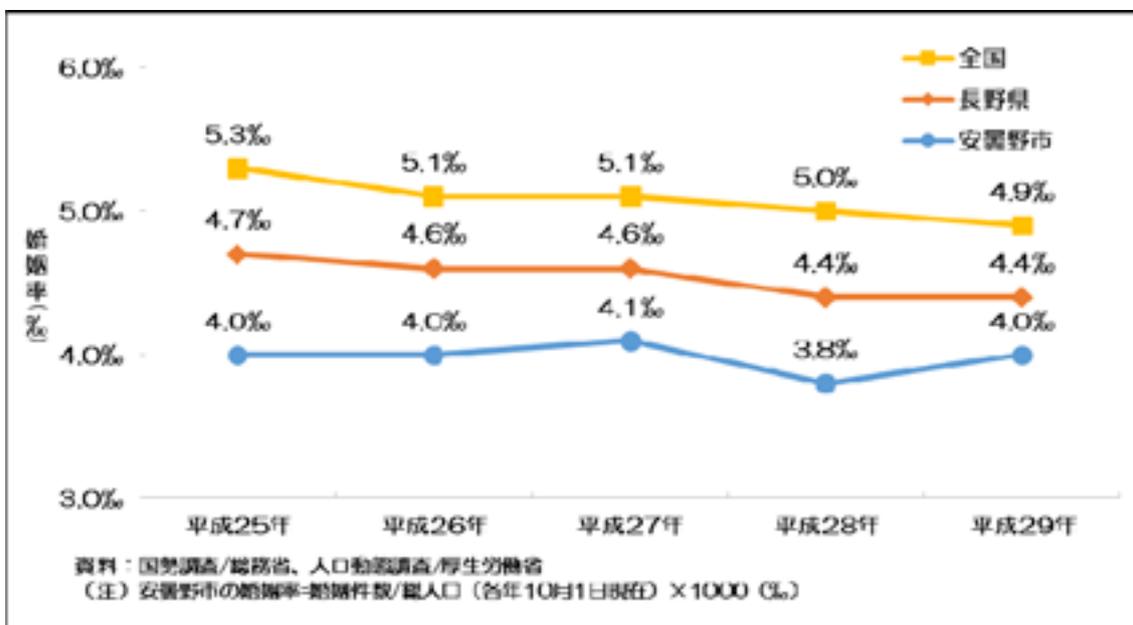


(女性の年齢別就業率)



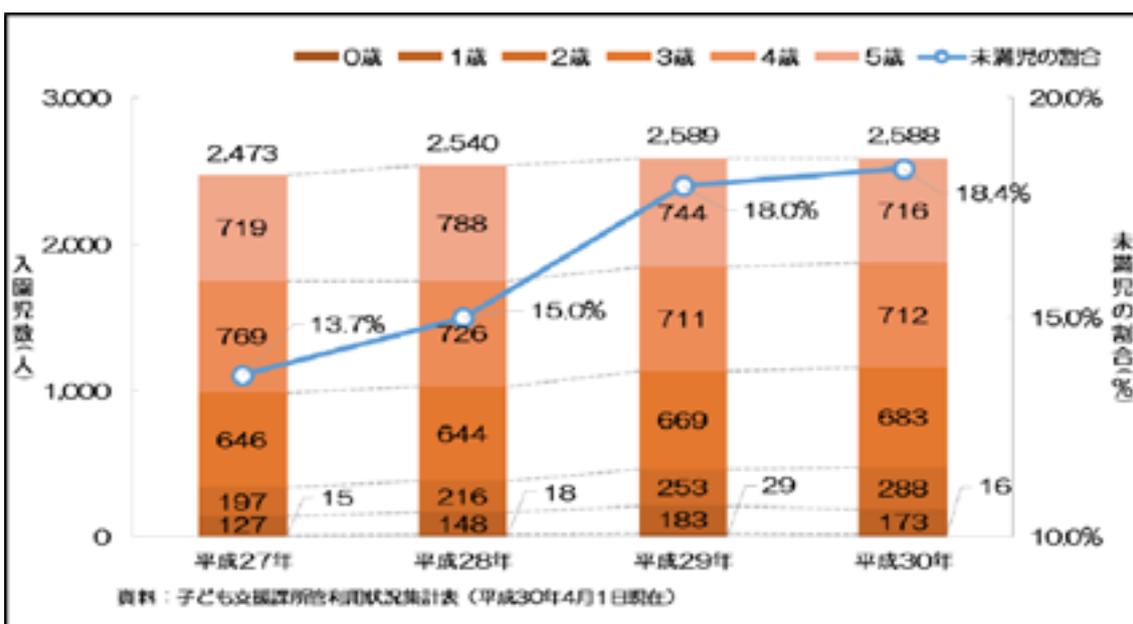
8 婚姻率

本市の婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）は、平成25年から平成29年まで概ね4‰（パーミル）ほどで、国・県よりもわずかに低い水準で推移しています。



9 認定こども園・幼稚園等の状況

本市における教育・保育施設等の利用について、特に3歳未満児の需要が増加しており、今後も、核家族化や家庭の経済的負担の軽減のため、母親の早期職場復帰や就業等が考えられ、増加傾向が続くものと予想されます。



第2節 前事業計画における主な成果と課題

本市においては、安曇野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭のニーズに対応した多様な保育サービスや育児不安を解消するための相談、乳幼児健診の充実、ライフステージに応じた子育て支援、子どもの成長の支援、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の整備を推進してきました。

ニーズ調査結果において、子育てが楽しいと評価する割合は、就学前児童の保護者で89.6%、就学児童の保護者で86.9%と高水準となる一方で、苦勞して大変だと評価する割合は、就学前児童の保護者で72.1%、就学児童の保護者で64.5%となっており、子どもの病気や発育の心配、時間的制約、育児ストレスによる精神的、身体的疲労が主な理由となっています。

また、合計特殊出生率（平成30年調査）は、全国平均が1.42で、長野県は1.57と全国平均を上回っておりますが、人口を維持するために必要とされる値（2.07）には及んでいないため、引き続き少子化対策に向けた取り組みが必要となります。

（参考）安曇野市1.44（平成24年調査）

今後も、子育て家庭や子どもの成長を見守り、支えるすべての市民がこれまで以上に「子育てしやすく、安心して暮らせるまち」と感じてもらえるよう、子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

以下、基本目標に沿った前事業計画における成果と課題を示します。

【基本目標1】 健やかに産み育てる環境づくり

○ 産後ケア事業の開始

出産退院後120日以内に支援が必要な親子を対象に、医療機関や助産所に宿泊して心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業と、出産後1年未満の母親を対象に医療機関等への受診により母乳の管理や授乳・育児指導による育児不安の軽減を図るための母乳相談等助成事業を実施しています。妊娠届出時に妊婦全員へ面談の実施を目指し、妊娠期から産後に向けて、切れ目のない支援が提供できるように状況把握を行い、関係機関とともに適切な支援ができるよう連携していきます。

○ フッ化物洗口の推進

平成26年度には県内初となる歯科口腔保健条例を制定し、ライフステージごとに歯科保健の取り組みを推進しています。中でも、市内の認定こども園や小中学校等でフッ化物洗口に取り組み、この結果むし歯のない児童・生徒が増加するなどの成果が出ています。今後も、健診や個別の保健指導に加え、園児・児童・生徒や保護者への健康学習を通して、むし歯予防の重要性を周知し、取り組みを継続していきます。

○ 不妊・不育症治療への助成

不妊・不育症の治療費用の一部を市が負担することにより経済的負担を軽減しており、毎年度一定数の申請があります。平成27年度から段階的に助成対象額を拡大しており、少子化対策への有効的な事業として引き続き取り組んでいきます。

【基本目標2】 子育てを支援する仕組みづくり

○ 認定こども園への移行

特例給付として保育園で受け入れていた保育の必要性がない子ども（1号認定子ども）に対する幼児教育の提供体制を整えるため、第1次安曇野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内に18園ある公立保育園を、平成29年度から国が推奨する認定こども園に全園移行したことにより、保育の必要性の有無に関わらず、同じ施設で幼児期の教育・保育を一体的に提供することができるようになりました。

○ 民間活力の導入

近年、利用希望者が急増している3歳未満児の受け入れ施設拡充を目指し、国の補助事業を活用した民間事業者の参入促進等により、認定こども園や地域型保育事業所の開設を着実に進めてきたことで、3歳未満児の保育の受け入れ枠を拡充することができました。

今後も、民間活力を導入しながら待機児童の解消とともに多様性のある教育・保育環境の創出や女性の社会進出の機会の提供等多様な保育ニーズに対応した事業を展開していきます。

○ 多子世帯への経済的支援

多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年度から第3子以降の子どもが保育施設等へ通う場合に、3歳以上児の保育料を無料とし、3歳未満児は6千円を限度として保育料の減免をしました。

なお、令和元年10月から、政府の少子高齢化対策、子育て世帯の負担軽減と質の高い教育を受けられるようにすることを目的に、認定こども園に通う3歳以上児や住民税非課税世帯に限った3歳未満児の保育料が無償化されておりますが、3歳未満児の減免については、市の自主事業として引き続き実施していきます。

また、もうひとつの自主事業として、第2子以降の子どもを保育施設等利用しないで家庭で保育する場合に、子ども1人当たり月額3千円を支給しています。子どもの日用品の購入等に充ててもらうことでの育児における経済的負担の軽減とともに、子どもの成長期の大切な時間を、できるだけ一緒に過ごしてもらえような環境を提供していくことも重要だと考えるため、当面、保育施設等へ通う前の給付事業として継続していきます。

今後、少子化対策事業を展開するにあたり、引き続き保育の受け皿を整備しつつ、女性就業率の向上も考慮したワークライフバランスを推進していくことで、多子世帯でも過ごしやすい子育て環境を整備していくことがこれからの課題と捉えています。

○ 福祉医療費の給付方式の改正

平成30年8月1日受診分から、中学3年生までの方が病院等の窓口で保険証と合わせて福祉医療費受給者証を提示することで、1レセプトあたり最大500円の窓口負担で医療が受けられるようになりました。今後も、国や県の動向を見ながら市民に対するサービス向上に努めていきます。

○ エアコンの設置等による環境整備

公立認定こども園すべての遊戯室と3歳未満児室にエアコンを設置することができ、熱中症対策への配慮ができました。また、小中学校の教室にもエアコンの導入を検討し、計画的に設置できるよう進めております。今後も、毎年度猛暑が続くことが予測されるため、子どもたちが快適に過ごせるための施設として提供できるよう環境整備を進めていきます。

○ 信州やまほいくの認定

豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする体験活動を取り入れた幼児期の教育・保育の実施園として、公立認定こども園の18園と認可外保育施設の4園が県から信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度の認定を受けて、保育の素養向上のため様々な活動に取り組んでいます。

自然環境や地域資源を活用した幼児期の教育・保育環境の特色を積極的に全国へ情報発信（信州やまほいくポータルサイト）することで、移住・定住の促進や保育の担い手の確保にも繋がられるよう進めていきます。

○ 障がい児支援への多様な専門職の配置

乳幼児期は発達障がいの診断がつきにくく、健診で言葉の遅れやこだわり等で要経過観察となった幼児に対しては保健師や臨床心理士等が家庭訪問や認定こども園等への訪問により確認しているところですが、多様化する発達障がいへの対応策として、平成30年度に言語聴覚士を配置し、言語発達に関する問題の発見やその改善のための支援の充実を図ることができました。今後も、多様化する障がいのある子どもに対して適正な支援ができるよう、乳幼児健診等での早期発見と的確な対応を行います。

○ 児童虐待防止に向けた体制強化

児童虐待、養育不安に関する相談が年々増加傾向となったことを背景に、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るために、平成30年度に相談員1名を増員し、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者へのきめ細かな支援の充実と、相談員の業務負担を軽減できるよう配慮しました。

近年も、相談内容が多様化、長期化しており、相談員の専門性の向上と迅速に対応できる体制の強化が必要なため、調整機関である要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関とのさらなる連携強化、役割分担を図れるよう支援拠点の設置に向けて取り組みます。

○ 乳幼児の紙おむつ処理手数料減免事業

紙おむつの普及に伴い、子育て世代の経済的支援を図る目的で、紙おむつを廃棄するために使用する可燃ごみ指定袋を、平成30年度から2歳未満児を養育する世帯に対して交付する事業を開始しました。家庭から排出されるごみの資源化・分別収集が進み可燃ごみの量が減少している中、排出ごみとして減量させていくことが難しいため、その一般廃棄物処理手数料の一部を減免することにより、家計への手助けとして引き続き事業を実施していきます。

【基本目標3】 次代を担うたくましい人づくり

○ コミュニティースクール事業の展開

学校・地域・家庭が一体となり「地域に開かれた学校」を目指して、平成29年度から従来のスクールサポート事業を発展させて、地域と学校の距離を縮めて地域の方々の協力による開かれた信頼される学校づくりを推進するために取り組んできました。地域の方々には学校応援隊として、学校の要望に対応し様々な学校教育活動を支援したり、子どもたちと一緒に遊ぶ学習者として活動してもらっています。今後は、事業に適應できる組織体制の確立に向けた見直しを図っていきます。

○ 子どもと親の相談電話の設置

教育支援センターの教育相談室や青少年センター等に複数本あった相談電話の窓口を平成31年4月に一本化し、「子どもと親の相談電話」と名称を変更して受付を開始しました。各学校や関係機関と情報共有のうえ連携を強化していくことで、いじめや子育ての悩みなど様々な問題の解決に向けて対応していきます。

【基本目標4】 子育てを支える環境づくり

○ 母子・子育て相談窓口の設置

妊娠中から出産・子育て期を安心・安全に過ごしてもらうことを目的に、子育てに関する悩みや相談を包括的に支援するため、平成29年4月に本庁舎健康推進課に「母子・子育て相談窓口」を創設しました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できるように、窓口には保健師資格を有する専門スタッフを配置しています。一人ひとりに合った子育てに関する情報を提供し、支援が必要な場合は、関係機関と連携してサポートを行っていきます。

第3節 事業計画実施に向けての課題整理

子育て家庭へのニーズ調査結果や、前回事業計画からの課題評価及び子ども・子育て会議等での審議等から、今後、重点的に取り組むべき課題を以下に示します。

【課題1】 家庭と仕事を両立できる環境の整備

ニーズ調査結果で、希望の時期より早く職場復帰した理由のひとつとして、生活不安による経済的な理由で復帰した母親が多いことから、核家族化による影響によるものと考えられ、共働きにより生活上の安定を求めていることが背景にあります。

そのため、国が進める子育て安心プラン等の政策に沿った積極的な取り組みを進めるとともに、経済面での不安を解消するためにも、子育てする母親の就業・職場復帰への支援を図ることにより、家庭と仕事を両立させることのできる環境を提供することができるものと考えられます。

そこで、市として平日の日中、休日、緊急時等の子育て家庭の実情に応じた支援サービスが提供できるよう保育供給量の確保に努めていくとともに、育児休業を取得しやすい職場環境を確立していくため、育児休業制度の構築にとどまらず、その運用や柔軟な労働環境の整備に取り組んでもらえることのできるよう各事業所等へ要望していきます。

【課題2】 子どもの遊び場、親の相談の場等の居場所づくり

ニーズ調査結果において、乳幼児とその親が、平日だけでなく土・日、祝日、天候に関係なく、いつでも安心して自由に過ごすことのできる広場とともに、専門スタッフによる育児相談がその場でできるよう多機能施設の設置を要望する意見が多数寄せられました。

そこで、親子がゆっくりと過ごせる環境整備と育児に対する孤独や負担感を解消するためにも、親子の居場所づくりとして医療や教育面を含めた多機能施設を設置することを検討しつつ、現に子育て支援拠点事業として実施している各児童館においては、運営体制や事業内容及びイベント周知方法等を見直し、地域特色を活かしながら多くの家族が利用してもらえるよう事業の充実を図らなければなりません。

今後、地域で子育てを支援していくためにも、地域子育てサークルやNPO法人等、民間の力を導入していくことが必要となり、また、その運営拠点として地域の公民館や空き家等の施設を活用することで、地域の活性化にも繋げていくことができます。このように、いくつかの選択肢が考えられるため、市として事業展開していくうえで、子ども・子育て会議等で議論を重ね、子育て世代のニーズに合わせた具体的な居場所づくりを検討していきます。

【課題3】 3歳未満児の保育ニーズの増加への対応

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、今後も、3歳未満児の保育ニーズがさらに増加することが予測される中、保育士不足の問題が深刻化しており、国が進める子育て安心プランに基づく待機児童解消に向けた取り組みに支障が出ています。

また、市では国の基準を上回る保育士の加配を行い、支援を必要とする児童への対応や保育の質の向上を図るために必要な人員の配置に努めてきましたが、このような体制を維持することも困難になってくる可能性もあります。ニーズ調査結果では、育児休業取得後に職場復帰した母親のうち、約60%の保護者が3歳までは家庭で子育てしたいとの回答であり、できる限り家庭で育てたい親も多い中、女性の社会参加の意識の高まりや家庭の経済的不安から、産後すぐに子どもを預けて就労したいと考える親も見受けられます。

このため、今後さらに増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対して、受け皿となる施設の拡充とともに、必要な保育士をどのように確保していくのが課題となっており、子どもの最善の利益を保障するためにも、子どもの成長に最も重要な3歳までの時期を、養育する親が身体的・精神的及び経済的にも余裕を持った状況の中で子育てできる環境を提供していくことが重要となり、家庭を中心に、地域や職場等社会全体で子どもたちを育むことのできる仕組みを構築していきます。

【課題4】 放課後児童クラブの受入れ体制の整備

ニーズ調査結果では、下校後に子どもを自宅で過ごさせたいと考える保護者がどの地域においても半数以上の割合を占める一方で、自由意見の中で、6年生までの受入れ拡大や入所要件の緩和を希望する意見が多く寄せられました。

国で示された「新・放課後子ども総合プラン」では、女性就業率の上昇や共働き家庭の増加による放課後児童クラブの受け皿拡充が不可欠とされ、放課後子ども教室との一体型の推進や、新たな放課後児童クラブを整備する場合は、学校施設を徹底的に活用することとされており、市においても放課後児童クラブの利用ニーズに対応できるよう、余裕教室等の活用について教育委員会と協議を進め、人材の確保等も踏まえ計画的に整備を進めていきます。

また、放課後児童クラブの利用を希望している親とともに、仕事等不在時に子どもを自宅で過ごさせている親たちの不安を解消するためにも、学校施設だけでなく、その近隣の公共施設等を有効活用することも視野に入れ、関係部署と連携し受入れ体制の拡充を図っていきます。

【課題5】 相談・情報提供体制の充実

市では、子育て支援に関する様々な事業を展開していますが、ニーズ調査結果により情報発信コンテンツの整理、拡充及び見ってもらうための一層の工夫が求められています。

そこで、市から提供する子どもの成長・発達等に関する情報等を分かりやすくお知らせできるよう、従来の広報誌やホームページ等の掲載コンテンツの改善等に加え、必要な時に、必要な情報だけ得ることのできる情報配信ツールの運用も検討し、成長段階に応じて効果的な情報を提供できるよう進めていきます。

また、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えていくなか、いつでも気軽に相談できる体制をさらに整備していくとともに、相談員のスキルアップを図ることで、多様化する相談内容にも臨機応変に対応できるよう努めなければなりません。

今後、親子への切れ目ない支援を行っていくためには、現行の支援体制に留まらず子ども・子育て支援の分野に特化した事業展開ができるような組織体制の見直しも検討し、子ども・子育て相談ワンストップサービスによる利用しやすい相談窓口の設置とともに、包括的な支援体制を整備していきます。

【課題6】 支援を必要とする子どもと家庭への支援

児童虐待件数が増加する中、要保護児童対策地域協議会を調整機関として、虐待予防の啓発や支援が必要な家庭への迅速な対応により虐待の未然防止に取り組んでいます。

児童福祉法の改正（平成29年4月施行）により、子どもの最も身近な場所において子どもの福祉に関する支援等行うことが理想であり、そこに携わることが相談員としての役割・責務とされているため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実態調査、関係機関との情報共有、相談員からの助言・指導等により重篤事案に至ることのないよう、引き続き必要とする支援方策を立てていきます。

また、「子ども家庭総合支援拠点」を、2022年度までに整備することが国からの方針で打ち出されているため、主となる家庭児童相談室を中枢機関として設置する方向で検討し、関係機関との連携強化、専門的な役割分担等をしっかりと整理し、相談業務体制のさらなる充実に向けて関係部局と協議していきます。

【課題7】 子どもの生活環境に応じた包括的支援と権利の保障

将来、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる環境でいられるようにすることは、養育する親たちの当然の責務であります。しかしながら、貧困世帯やひとり親世帯等の家庭では、様々な要因により子どもが希望や欲望をそがれやすい傾向にあります。

この問題を解決するにあたり、ひとり親や貧困家庭のみならず、すべての子育て家庭の責任とするのではなく、今後は、地域や社会全体で課題を解決していく意識を強く持ち、子どものことを優先的にした包括的支援と、子どもの権利を保障できる最良の社会環境を整備していかなければなりません。

現在、市では生活困窮家庭等の子どもへの学習支援、家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーにより親子への家庭での養育支援、経済的理由で就学困難な家庭への就学援助費による助成等に取り組んでいます。

令和元年度には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策として推進すること、子どもの権利条約の精神に則った子どもの最善の利益を優先されることが基本理念として明記されたため、これに基づき、貧困やひとり親家庭等に関連する様々な支援施策を展開していきます。

そこで、県の「子どもと子育て家庭の生活実態調査」のデータ等を参考にしつつ、市独自のアンケート調査の実施を検討する等、市の実態を把握したうえで、妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目ない支援体制を確立できるよう、関係機関と情報共有、連携強化を図りながら多面的に取り組んでいくとともに、子どもの権利の視点に立った子どものための施策を推進できるよう調査・研究していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

安心して暮らせるまち

～ 出産・子育て環境が充実したまちづくり ～

本計画の根拠法である子ども・子育て支援法の基本理念では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職場等の地域社会のあらゆる分野の人々がそれぞれの役割を果たすこと、すべての子どもが健やかに成長するために良質、適切なもので、地域の実情に応じた子育て支援が提供されるものと謳われています。

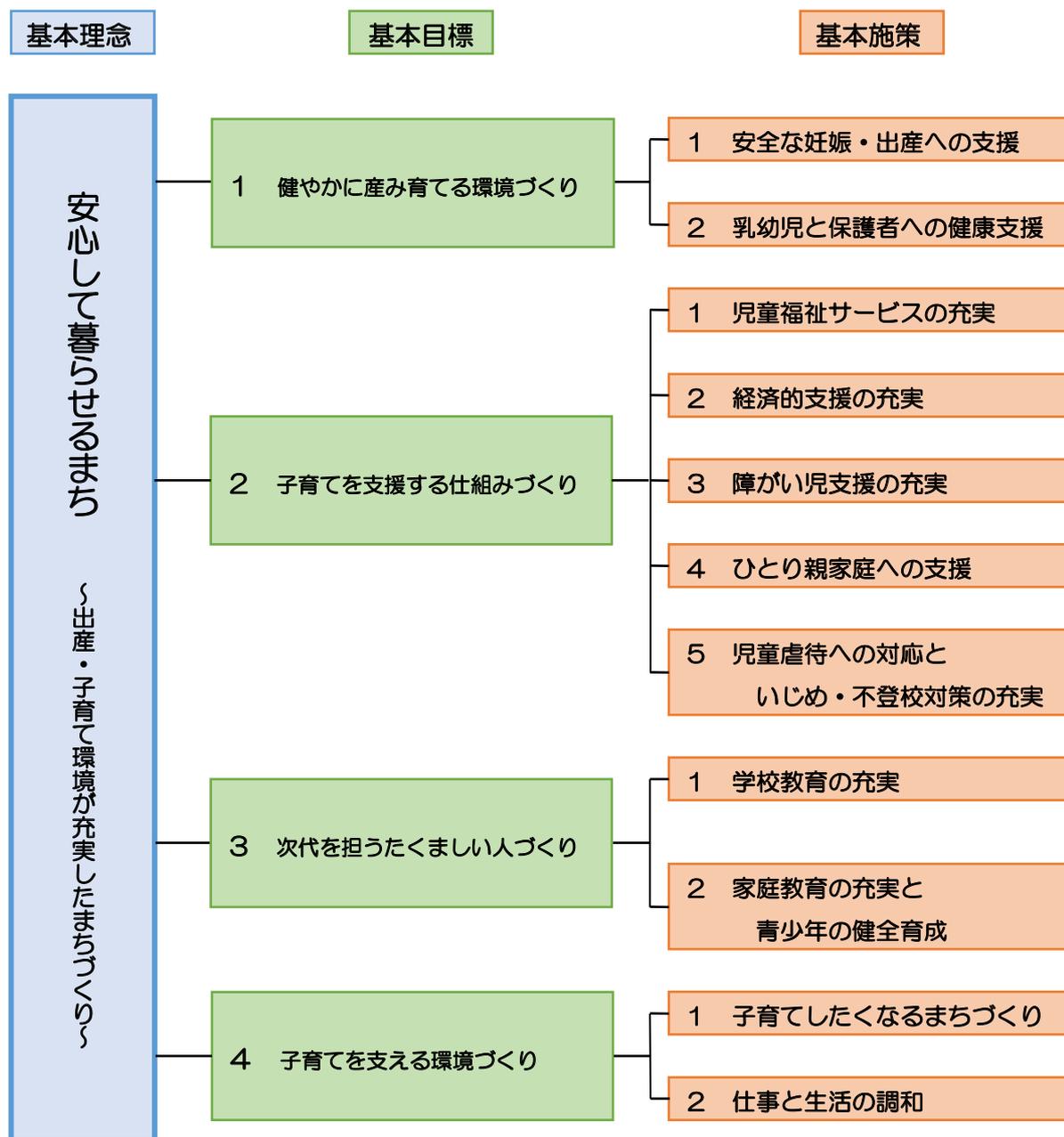
このように、家庭が責任をもって子育てすることが原点であり、そのうえで子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育と充実した子育て支援サービスの提供による環境形成に取り組んでいかなければなりません。

また、少子化、核家族化等の進行により、子どもを取り巻く環境が多様、複雑化しているおり、親子が共に育つ教育・保育環境を整えていくとともに、子育て世帯が仕事と家庭の両立を実現するような環境づくりを推進しながら、子どもの健やかな成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域等が一体感を持ちながら支えあっていくことが必要となってきます。

このような状況を踏まえ、第2次安曇野市総合計画の基本方針に掲げる「安心して暮らせるまち」を基本理念に、様々な分野の事業を総合的に展開しながら、多くの子どもが安曇野で生まれ育つことの素晴らしさを地域住民が共有できるまちを目指し、出産・子育て環境が充実したまちづくりの実現に向かって取り組んでいきます。

第2節 施策の体系

第1次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の方向性や施策を引き継ぎながら、子どもの最善の利益を実現する社会を目指すとともに、重点的に取り組む課題の解決に向けて、子ども・子育てに関する施策へ取り組んでいきます。



第3節 施策への取り組みと今後の方向性

前章で取り上げた課題とともに、基本目標の達成に向けた各施策事業へ積極的に取り組んでいきます。

基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、保護者の不安や負担が増加していることから、妊娠から出産、子育て期まで一貫した切れ目のない支援を行うことが求められます。

そこで、母子・子育て相談窓口の保健師と地区担当保健師が連携して、すべての妊産婦や乳幼児の状況を確認するとともに、支援を要する場合は個別に支援方針を検討し、関係機関と連携を図りながら適切に対応していきます。

妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進を図るためにも、妊娠中から子育てすることの大切さを伝え、安心して出産や子育てに臨めるような支援や妊娠期の食事等の生活習慣の改善に加え、妊産婦健診の重要性について普及啓発を行います。乳幼児期は、健康な身体と心が形成される重要な時期でもあり、基本的な生活習慣が必要不可欠となります。保護者が子どもの成長発達の見通しを持ち、将来の生活習慣病に対するリスクを知り、親子で規則正しい生活ができるよう支援を行っていきます。個別相談や保護者同士の交流を通し、育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援していきます。

また、不妊症や不育症に悩む夫婦に対して、精神的負担のケアに合わせて、経済的負担の軽減を図るための助成金交付制度の利用促進を行っていきます。

基本施策1 安全な妊娠・出産への支援

<施策の方向>

(1) 地域の産科医療体制の確保

- ・松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会等の関係機関と連携し、安心して出産するための地域の産科医療体制の整備

(2) 母子保健サービスの充実

- ・母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査受診票の交付により、安心して出産できるための支援とともに、両親学級や妊産婦新生児訪問による育児支援の継続

(3) 不妊・不育症治療の支援

- ・不妊・不育症治療費の助成の継続

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	母子健康手帳の発行 継続	妊娠・出産時期から乳幼児期の健康管理を一貫して行う。	心身の不安、家庭背景に問題を抱える妊婦もあり、交付時に状況把握を行い、安心して出産できるよう対象者へサービス情報を提供する。また、状況に応じて地区担当保健師との連携を図っていく。	健康推進課
2	マタニティマークの普及 継続	妊婦であることを示し、周囲の方が配慮しやすいように考えられたもので、母子手帳と合わせてマーク入りの啓発用品を配布する。	妊婦にマタニティマーク入りのバックを配布しているが、より有効活用してもらえるように、周知方法を検討していく。	健康推進課
3	妊婦訪問 継続	妊婦の健康状態を把握し、出産に対する不安を軽減し安心して出産に臨めるよう支援する。	妊娠届出時の保健師との面接時に訪問等が必要な妊婦を把握している。妊娠中から出産後までの継続した支援を実施していく。	健康推進課
4	妊婦一般健康診査 継続	妊婦の健康保持及び促進を図るため、妊婦健康診査に対する公費助成を行う。また、妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診 14 回分）を交付する。	母胎の健康管理のために健診の助成を引き続き行う。健診の未受診又は中断は胎児への危険が及ぶため、未受診や中断者がいないか確認しながら行っていく。	健康推進課
5	妊婦歯科健診 継続	妊婦の口腔の健康保持、異常の早期発見を図るための受診券を交付し、安心して受診できるよう支援する。	妊娠中は身体の変化により歯科疾患にかかりやすい時期であるため、妊娠届出の面接時等に健診の必要性を周知する等、普及に努めていく。	健康推進課
6	両親学級 継続	実際に沐浴を体験することで、育児手技を学び安心して出産に臨めるよう支援する。	令和元年度より沐浴体験に特化した教室を実施。1 回の定員を 24 組で年 4 回実施する。教室に参加できない場合は個別訪問や相談等で対応していく。	健康推進課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
7	松本地域出産・子育て安心ネットワーク 継続	産科医療体制の崩壊を食い止める緊急避難措置として、病院産科医師の負担軽減と離職防止のため、病院・診療所の連携体制の構築と、共通診療ノートの作成及び配布による広報活動を行う。	松本地域内でお産ができる医療機関（分娩医療機関）と妊婦健診のみを行う医療機関（健診協力医療機関）の役割分担を明確にして連携を図り、妊婦の安心感の確保と分娩医療機関の医師の負担軽減を図っていく。	健康推進課
8	不妊・不育症治療費助成 継続	少子化対策の充実のため、不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るために、不妊及び不育症治療の一部を助成金として交付する。	平成 30 年度実績で申請者の約 40% が妊娠届を提出している。妊娠届の状況等を把握しながら、少子化対策事業として継続していく。	健康推進課

基本施策 2 乳幼児と保護者への健康支援

<施策の方向>

(1) 母子の健康保持と育児支援

- ・母子保健訪問指導の充実と各家庭の状況に応じた指導
- ・乳幼児健康診査の受診促進及び健診後の育児支援
- ・健康診査や育児相談、家庭訪問等による育児支援
- ・育児の孤立化をなくすための徹底した個別訪問と各種教室や相談窓口の提供

(2) 正しい生活習慣の習得

- ・より良い子育て環境の普及のための親子の正しい生活習慣の習得
- ・乳幼児期からの正しい食事、望ましい食習慣の定着及び食を通して豊かな人間性の形成を目指した食育の充実

(3) 休日・夜間診療の確保

- ・夜間急病センター運営の充実と休日在宅当番医制による休日診療の確保

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	乳児一般健康診査 受診票交付 継続	乳児期健康管理のため受診票を交付し安心して健診できるよう支援する。	利用拡充を図るため、市で開催する教室や健診時での普及に努めていく。	健康推進課
2	母乳・育児相談 継続	育児全般に関する相談を受け、適切な保健指導を行うとともに、育児不安の軽減を図る。	3ヶ所の保健センターで実施しており、妊娠中からも利用できることを妊娠届出時等の機会に周知していく。	健康推進課
3	養育支援訪問事業 継続	養育に不安があると判断した家庭に対し、家事援助や育児に関する指導、助言による支援訪問により、適切な養育の実施を確保することを目的に実施する。	様々な要因により支援が必要となる家庭が増加しているため、支援が必要とした場合には、早期かつ的確な対応のできる体制を整えておく。なお、その後も継続的な支援が必要な場合は、関係機関と連携して育児不安の軽減に努めていく。	子ども支援課
4	母乳相談等助成事業 拡充	出産後、授乳や育児で困った時に、早めに助産師等に相談し安心して育児がしてもらえるよう母乳相談等の費用を一部助成する。	令和元年度から助成券の有効期限を延長して1年未満とし、引き続き実施機関と連携を図ることで、利用拡大に繋げていく。	健康推進課
5	産婦健康診査 拡充	産後うつ等の早期発見と支援のため、出産後間もない時期の産婦に対し健康診査の費用を助成する。	令和元年度から新規事業として開始し、産後うつ予防に繋げるため医療機関と連携し、心身のサポートを一層進められるよう利用拡大に努めていく。	健康推進課
6	宿泊型産後ケア事業 拡充	出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	令和元年度から助成期間を120日に拡充しており、産後ケアが必要である対象者に対しては、引き続き実施機関と連携していく。	健康推進課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
7	乳幼児健康診査 ・健康相談 継続	母子の健康状態を把握し、年（月）齢に沿った支援行っていく。（4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳）	月齢年齢に合わせた支援を行う。未受診の場合は、訪問や相談等で母子の健康状態の把握を行っていき、養育に不安のある家庭については、家庭児童相談室と連携して支援していく。 育児する親たちの不安解消や孤立を防ぐため、親子が集う児童館事業の案内を健康診査・健康相談時に関係部署と連携して行う。	健康推進課 生涯学習課 子ども支援課
8	育児教室 継続	2～3か月の子どもと親を対象に、育児に関する情報提供を行い育児不安の解消を図る。また、同世代の仲間づくりとして親同士の交流の場として提供する。	教室を通じて、引き続き情報提供を行い、必要時個別指導へつなげていく。	健康推進課
9	離乳食教室 継続	6～7か月の子どもと親を対象に、子どもの発達、発育に沿った離乳食の形態や口腔機能等について学んでもらう。	教室を通じて引き続き助言、指導を行っていくが、参加できない場合でも、管理栄養士や歯科衛生士等による個別相談にも随時対応していく。	健康推進課
10	親子歯科教室 継続	2歳8か月の子どもを対象としたむし歯予防と、親の歯周病予防の支援をする。	低年齢から発症する子どものむし歯予防と親の歯周病予防への啓発を引き続き行っていく。	健康推進課
11	育児支援相談 継続	心理相談員による相談を行う。子どもとの関わり方等の育児不安、負担の軽減に努める。	不安を抱える親たちが安心して育児ができるよう支援していく。	健康推進課
12	食育推進事業 継続	食育推進計画に基づき、妊娠期から子育て期の各時期に応じた食の推進を図っていく。	食育推進計画に基づき実施していく。	健康推進課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
13	利用者支援事業 (母子保健型) 継続・拡充	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う。	母子・子育て相談窓口保健師を配置し、地区担当保健師や関係機関とのパイプ役として情報提供及び連携強化し、その家庭に沿った助言・指導を行いながら切れ目ない支援を引き続き実施していく。	健康推進課
14	フッ化物洗口 継続	5歳児～中学生を対象にフッ化物洗口を行い、幼児永久歯のむし歯予防を行う。	歯科口腔保健行動指針に基づき、幼児から学齢期において推進していく。	健康推進課
15	予防接種 継続	乳幼児期における伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防する。	定期予防接種対象者へは、年(月)齢直前に接種勧奨を行い接種率の向上を図っており、引き続き適切な予防接種を受けるよう周知していく。	健康推進課
16	夜間急病センター 継続	初期緊急診療、投薬処方を行い、夜間診療の確保を図る。	緊急時に診療が受けられる安心の確保と2次救急病院の負担軽減に繋げ、関係機関との連携を図りながら地域医療を充実させていく。	健康推進課
17	休日在宅当番医制 継続	休日の初期救急患者への医療の確保を図るために、市内の医師及び歯科医師による在宅当番医制を行う。	地域の初期救急医療提供体制として、その役割が一層重要となるため、2次救急医療体制と連携を図りながら強化していく。	健康推進課
18	未熟児養育医療 給付事業 継続	養育のため、病院等への入院が必要な未熟児に対して必要な医療の給付を行う。	乳児の健康管理と生育への支援を図るため、福祉医療担当と調整のうえ給付していく。	健康推進課
19	乳児家庭全戸訪問 事業 継続	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問することで、育児に関する情報提供や養育環境等の状況把握を行う。	母子保健法の訪問に合わせて実施。訪問を希望しない場合は保健センターにて面接を実施していく。	健康推進課

基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり

核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより、身近に子育てを支援してくれる人がいない家庭が増加し、子育てに対する負担感や不安感などから、家庭の養育機能の低下が見受けられます。

また、ニーズ調査結果でも、子育てが楽しいと感じている一方、不安や負担などで大変だと感じている方は約70%いることから、子育てに不安や悩みを持つ親が、状況に応じて身近で気軽に相談のできる窓口など、利用しやすい支援体制をより整備していかなければなりません。

子育ての仕方や子どもの成長・発達等に関する知識や情報、交流・仲間づくりの場などが必要な家庭に子育て支援情報をしっかり伝えることのできるよう、従来の広報や窓口における周知に加え、スマートフォンアプリの活用等、最新の情報を分かりやすく、簡単に取得できるよう進めていきます。

子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、親子がいつでも利用できる子ども家庭支援センターのような施設の設置の必要性を検討していくとともに、教育・保育施設での乳幼児保育を始め、ファミリー・サポート・センター事業や病児病後児保育事業、放課後児童クラブ事業等を引き続き実施していく中で、市民ニーズに対応しているものであるのかを関係団体等と定期的な会議を開催していくことで検証していきます。

今後、地域全体で子どもの成長を見守り、子育て家庭を支援するためにも、地域住民の一層の理解と子育て支援のネットワーク化などの仕組みづくりが必要となるため、子育て支援に関する特集を掲載した広報誌による周知や、地域区長会等を通じて地域の見守り強化への呼び掛け等を行っていきます。

基本施策1 児童福祉サービスの充実

＜施策の方向＞

(1) 保育サービスの充実

- ・乳幼児保育、長時間保育、障がい児保育、一時預かり保育など、多様なニーズに配慮した保育サービスの充実
- ・関連施設の拡充に合わせた児童館事業、ファミリー・サポート・センター事業等の推進

(2) 保育内容の充実

- ・保育実践研修会等への参加促進による、保育士の専門性・資質の向上
- ・子育て支援サービス利用者に対する情報提供の充実
- ・利用者からの要望、苦情などに対する客観的かつ適切な対応のための体制整備
- ・保育サービスの質の向上のための公正かつ適切な評価制度の研究

(3) 就学前教育の充実

- ・集団生活で育む、小学校入学に向けた子どもの身なりや心構えの教育・保育の充実

(4) 放課後児童クラブの充実

- ・児童への適正な指導と職員の資質向上のための運営体制の充実
- ・学校の余裕教室活用等による受入れ学年の拡充の検討

(5) 保育環境の向上

- ・安心して利用のできる公立認定こども園、幼稚園の施設及び設備の適正な環境整備

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	幼児教育・保育の 受入れ体制の充実 継続	集団生活への対応と子ども の発達段階に合わせた 遊び・学びの基礎を養う ことの大切さを保育を通 じて親子に伝えていく。	子どもがより良く育つための大切な時 期に関わることの意識を持った保育士 を育成するため、市の保育アドバイザー の助言、指導等により資質向上を図 っていく。	子ども支援課
2	親の子育てへの 意識改革 新規	子育てに不安や悩みを抱 える親に対して、子ども と触れ合う大切さ、重要 さを知ってもらう機会を 設定する。	保育士や保健師等に個別に相談できる 体制を整えるとともに、市の保育行政 のあり方や子育てへの意識改革を講義 する子育て世代向けの講演会の開催を 検討する。	子ども支援課
3	3歳未満児の受け 入れ体制整備 継続	増加する3歳未満児保育 の利用希望者に対応す るための受け入れ体制を充 実させていく。	女性の就業率向上に伴い、将来人口推 計等を見据えながら、効率的な受入れ 枠の拡充を行っていく。 慢性的な保育士不足の解消に向け、安 定した人材確保を目指すため、有識者 からの意見聴取や、県内外へのアピー ル強化、雇用条件の見直しや補助制度 の確立等を検討していく。	子ども支援課
4	特別な配慮が必要 な児童への対応 継続	障がいや特性により特別 な支援が必要な子どもを 可能な限り受け入れると ともに、関係機関と連携 し適切な幼児教育・保育 を実施する。	支援する人材の確保・育成が課題とな っている。発達支援の専門家による保 育士への教育や医療的ケア児等への対 応として看護師の採用等、ケースに応 じた幅広い人材の確保・活用を進めて いく。	子ども支援課
5	延長保育事業 継続	保育認定を受けた子ども に対して、認定を受けた 通常の利用時間を超えて 保育を実施する。	家庭的保育事業所1ヶ所を除き、全園 で事業を実施しているため、今後も、 各家庭環境において必要とされるニー ズに応じた事業として継続していく。	子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
6	保育料（利用者負担額）の軽減 継続	家庭の経済的負担の軽減及び少子化対策として、第3子以降の3歳未満児の子どもに対して月額6,000円を上限に保育料の軽減を実施する。	平成27年度から実施した事業として、少子化対策と合わせ子どもを育てたいまちづくりを推進してため、該当世帯に対する経済的負担の軽減措置として引き続き行っていく。（国の施策方針により、令和元年10月から3歳以上児の幼児教育・保育は無償化され保育料は無料）	子ども支援課
7	認定こども園等の環境整備事業 継続	児童や地域、園舎の経過年数などの状況を把握しながら、大規模改修による施設整備を実施し保育環境の向上を図る。	公共施設再配置計画及び実施計画に基づき、安心して子どもを預けることができる施設にするための改修工事を計画的に行っていく。	子ども支援課
8	保育士・幼稚園教諭の専門性の向上 継続	保育士・幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門職としての資質向上に努める。	多様化する保育現場の困難な状況を解消するためにも研修の機会を確保し、情報共有できる場を設けていくことで互いのスキルアップを図っていく。	子ども支援課
9	公立認定こども園の園開放及び情報提供 継続	認定こども園や幼稚園にて随時園開放を実施し、子育てに関する相談にしている。また、各園の情報を、公式サイトを通じて紹介する。	各園での実施の状況や内容について情報共有を図り、市として一定の質と量が確保できるよう、統一した実施体制をベースとしつつ、各園での特色を活かした取り組みを進める。	子ども支援課
10	信州型自然保育事業 拡充	信州自然型保育認定制度による認定園において、地域資源（自然・文化・伝統等）を活用した保育を提供する。	公立認定こども園（18園）及び民間の認可外保育施設（4園）で認定を受けて実施している。自然保育は、子どもの自己肯定感を高める効果と子育て世代のストレス軽減に繋がるため、先進地としての社会的認知や信頼性、質の向上を目指し、他との差別化を図っていく。また、民間保育施設等とも連携し、自然保育活動を全国へ情報発信することで、子育て世代の移住定住の促進にも繋げていく。	子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
11	教育・保育施設等 食育推進事業 継続	食育推進計画に基づき幼児期の教育・保育における食育を推進するため、各園で食育計画を策定し、園児及び保護者に対する食育を行う。	信州型自然保育の施策とともに、地域資源を活用した食育を推進していく。	子ども支援課
12	食物アレルギー対策 事業 継続	栄養士を配置し、公立認定こども園及び幼稚園に通う子どものアレルギー対応給食を提供するとともに、民間施設に対する助言・指導を行う。	対象となる子どもが増加傾向で、個別対応によるリスク管理が困難となってきたため、平行して低アレルゲン給食の推進を行っていく。	子ども支援課
13	一時預かり及び幼稚園の預かり事業 継続	家庭において一時的に保育できない場合、実施園へ子どもを預けることのできる事業。	公立認定こども園7園で実施しており、3歳未満児の定期利用も増加する中、受け皿としてのスペースや保育士の確保が困難なため、拡充に向けて保育現場との調整を図っていく。	子ども支援課
14	病児・病後児保育 事業 継続・見直し	病気時や病後を病院・保育所等に付設された専用スペース等で、保育士及び看護師が一時的に預かり保育を行う。	安曇野赤十字病院に業務委託し、4人/日定員で受け入れ事業を運営している。随時申込みはあるが、キャンセルも多いため、本来利用したい方が利用できない状況も考えられる。今後、効率的な運用が行えるよう委託先と協議していく。	子ども支援課
15	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 継続	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。	保育施設の運営に関する相談支援や保育指導ができるよう当課に保育専門員を配置し、引き続き支援体制を整備する。また、平成27年度以降、民間事業者の新規参入により地域型保育事業所や認定こども園等が新設された実績と、今後の人口動態を考慮しながら多様な主体の参入促進を図っていく。	子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
16	子育て短期支援事業 継続	親の疾病等により子どもを養育することが一時的に困難な場合、連続7日間を限度に児童福祉施設等に預けることで児童福祉の増進と児童虐待の予防を図る。	親の育児ノイローゼやストレス等のため養育に不安のある家庭において、子どもを一時的に預かることで安全が確保されるため、受入れ施設と引き続き業務委託し、家庭児童相談室を調整機関として事業を継続していく。	子ども支援課
17	ファミリー・サポート・センター事業 継続	育児等の援助を受けたい人（依頼会員）と育児等の援助を行いたい人（協力会員）が会員となって相互援助活動しながら地域で支え合う組織の調整役として運営している。 （委託事業：安曇野市社会福祉協議会）	会員数を増やすため、広報やHPへの掲載とともに、乳幼児健診時での周知活動や保健師による個別訪問時での紹介等により普及させ利用促進に繋げていく。依頼会員が安心して子どもを預けられるよう事前説明及び面談を綿密に行うこと、また、利用しやすい事業として利用料助成制度の見直しを検討するとともに、協力会員も意欲的かつ安心して支援活動に取り組むことのできるようフォローアップをしていく。	子ども支援課
18	地域子育て支援拠点事業 継続・見直し	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報共有、助言・指導を行う。	児童館利用者の減少傾向の中、キッズパークや相談事業をはじめ地域ボランティアの協力を得ながら9児童館で特色ある教室や催事等に取り組み利用者増加を進めていく。また、親子が気軽に交流できる場として児童館事業のあり方を指定管理者とともに見直し、より利用しやすい事業を展開していく。	生涯学習課 子ども支援課
19	放課後児童クラブ事業 拡充	保護者が就労等により昼間不在の児童のため、小学校の授業終了後に学校の余裕教室や児童館を利用して子どもを預かり、適切な遊び及び生活の場を提供することで健全な育成を図る。	利用希望者の増加に伴い、ニーズ調査結果で入所要件の緩和や小学6年生までの受入れ枠拡充する要望が多かったため、関係部局と連携して利用希望する市民ニーズに対応できるよう検討していく。また、支援員に対しては、研修会等への参加を促進していくことで資質向上へと繋げ、子どもを安心して預けられる運営体制を築いていく。	生涯学習課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
20	子育てのための施設等利用給付 継続	保育の必要性の認定を受けた3歳以上児及び3歳未満児で住民税非課税世帯の子どもが幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり、病児保育、ファミサポ）を利用した場合に幼児教育・保育の無償化相当額を給付する。	政府の方針により、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付事業で、各施設と連携を図るとともに、制度や給付を受けるための手続き等の周知に努め、制度に則って適切に給付できるよう進めていく。	子ども支援課

基本施策2 経済的支援の充実

<施策の方向>

(1) 子育て世代に対する経済的支援の充実

- ・子育て世帯の経済的な負担軽減を図るための手当等の適正な支給
- ・障がいのある子どもの世帯に対する経済的支援
- ・国等の政策との連携とともに、市独自事業として経済的負担の軽減による支援の充実

(2) 医療費等の助成

- ・子どもが安心して医療サービスを受けられるための医療費助成制度の拡充の検討
- ・就学に伴う経済的負担の軽減

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	子育て応援手当給付事業 継続・見直し	保育施設等を利用せず第2子以降の子どもを家庭で保育している世帯への経済的支援として月額3,000円を給付する。	平成27年度から市の独自事業と実施しており、保育施設等を利用しない又はできない子どものいる世帯への経済的支援として実施しているが、今後、少子化や保育施設等の受入れ状況に応じて事業を進めていくとともに、多子世帯増加への効果的であるか検討していく。	子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
2	児童手当給付事業 継続	児童手当法に基づき中学生以下の子どもがいる保護者への手当給付事業	根拠法令に基づき、適正な審査・処理のうえ、定期的な支給を引き続き行っていく。	子ども支援課
3	ながの子育て家庭 優待パスポート 継続	妊婦及び18歳未満の子どもが1人以上いる世帯で、県内の協賛店舗にパスポートを提示することで各種サービスが受けられる。	該当する世帯に対して遺漏のないよう発行していく。また、子育て支援に協力してもらえる協賛店舗への周知活動に努めていく。	子ども支援課
4	実費徴収に係る補足 給付を行う事業 継続	生活保護世帯で、子どもが特定教育・保育施設等を利用している場合の日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び、私立の新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者世帯の子どもの副食費に対して助成する。	担当課及び対象施設と連携を図りながら対象者を把握し、適正な給付ができるよう国の補助制度に則って引き続き対応していく。	子ども支援課
5	就学援助費及び特別 支援教育就学奨励費 給付事業 継続	経済的な理由により就学が困難な子どもや特別支援学級等在籍する子どもを養育する家庭に対して支給し義務教育の円滑な実施に繋げる。	該当世帯に対して適正な支給を引き続き継続し、子どもが安定した義務教育を受けられるよう対処していく。	学校教育課
6	乳幼児の紙おむつ 処理手数料減免事業 継続	2歳未満児を養育する同一世帯の保護者を対象に、可燃ごみ処理手数料を減免する。(乳幼児1人につき1回限り)	ごみ減量の努力が難しい紙おむつを使用する2歳未満児を養育する保護者を対象に燃えるごみの指定袋を交付している。利便性を考慮し他自治体同様に申請と同時に交付したいが、当面は現状維持で行っていく。	廃棄物対策課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
7	福祉医療費給付事業 継続	乳幼児・小中学生、障がい者、ひとり親家庭等を対象に保険診療の自己負担分のうち1レセプトあたり500円を控除した額を福祉医療費として給付する。	平成30年8月診療より現物給付方式を導入し、窓口負担が最大500円のみとなる方式と受給者に従来どおり直接給付金を支給する自動給付方式（償還払い方式）を併用して行っている。財政的課題の克服のため、必要な施策の導入等について検討していく必要がある。	長寿社会課

基本施策3 障がい児支援の充実

<施策の方向>

(1) 障がいの早期発見と的確な対応

- ・子どもの発育・発達や障がいに関する総合的な相談・指導を充実するとともに、円滑な支援に繋げるための保健・福祉・教育の連携体制を強化

(2) 障がい児を持つ世帯への支援

- ・支援を必要とする人やその家族が持つ複数のニーズと社会資源を結び付けることのできる体制の確立
- ・障がい者（児）関連の国・県の制度に基づく支援サービスの提供
- ・障がいのある子どもとその世帯が安心して暮らすための関係機関や地域等との連携による支援の充実

(3) 障がい児への教育・保育の充実

- ・認定こども園や放課後児童クラブ等の障がい児への支援のための人材確保及び育成
- ・平等な教育・保育を受けることのできる環境整備
- ・入所施設及び通所施設等への運営支援によるサービス内容の充実

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	発達に関する相談 業務 継続	発達に心配のある子どもの早期発見と早期支援、成長に合わせた途切れのない支援を行うとともに子育ての悩みに関する相談を電話、来庁、訪問等を通して行う。	電話相談や来庁等により多様で複雑化した相談が多くなっており、平成30年度より言語に関わる療育相談も行っている。引き続き関係機関と連携のうえ支援していく。	福祉課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
2	障がい児等要支援児 保育 継続	障がい等により支援が必要な子どもに加配保育士を配置し、医療的ケアが必要な子どもへは看護師を必要に応じて配置する。また、民間施設への配置に必要な費用を補助金として交付するほか保育専門員等が相談・助言等の支援を行っている。	保育に特別な支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもが増加していることから対応する人材の確保が重要となるが、運営体制や現場状況を見直し、効率的な運用も含めた受入れ体制を整備する。	子ども支援課
3	遊びの教室 継続	発達に心配のある幼児とその保護者に対し、早期に集団での遊びの体験（療育）を実施する。教室（20回/年×3会場）に参加してもらうことで親子関係を豊かにし、幼児の発達を促す。	遊びを通じて発達を促し、集団を知ることによって精神的に落ち着く子どももいるため、積極的な参加を促し改善していく。また、地域によっては子どもが定数を超過する教室もあるため、状況に応じて回数を増やす等の工夫が必要となってくる。	福祉課
4	はいはいたち 相談日 拡充	2歳頃までの運動発達に遅れのある子どもに対して、月2回程度の相談や療育支援することで身体の発達を整えていく。	支援により身体の発達の改善が早期に見られる事例もあり、親の精神的負担の軽減も図ることができている。令和元年度から相談日を増やしており、保健師と連携した支援を引き続き実施していく。	福祉課
5	子育てサポートプログラム 拡充	18歳までの子どもを持つ家庭等を対象に発達障害についての講座やペアレントトレーニング、講演会等を開催し、多角的視野からの支援プログラムを推進する。	障がい等に関する発育・発達への関心や不安等が高まる傾向であるため、専門家による講座や講演会等を開催し、各家庭における困難や悩みを解決できるよう支援していく。	福祉課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
6	児童発達支援及び 訪問支援事業（給付 事業） 継続	未就学の障がい児に対し て、通所施設における日 常生活での基本的動作の 指導、保育施設等の訪問 による集団生活への適応 訓練等必要な支援を行う 給付事業に対して、適切 な給付決定を行うととも に実施事業者に指導、支 援を実施する。	対象児童及びその家族に対して、日常 生活での負担を軽減するため、速やか な面談の実施や地域支援の充実等、相 談から診断、療育までの一貫した支援 が行われるように、事業者への指導・ 支援を引き続き実施する。	福祉課
7	放課後等デイサービ ス（給付事業） 継続	在学中の障がい児に対し て、放課後や休日、長期 休暇中において生活能力 向上のための訓練及び社 会の交流促進等必要な支 援が実施されるよう適切 な給付決定と実施事業者 への指導・支援を行う。	利用希望者は増加傾向であるが、近年 実施事業者が増加したことにより施設 不足等が改善傾向にある。施設利用に 関しては事業者の小規模グループケア 実施を推奨する等、身近な地域支援の 提供等の総合的な支援体制の構築を推 進していく。	福祉課
8	医療型児童発達支援 （給付事業） 継続・見直し	肢体不自由で理学療法等 の機能訓練が必要等の障 がい児に児童発達支援及 び治療を行う。事業への 適切な給付決定及び事業 者への指導・支援を行 う。	現在支援を実施する事業所がないた め、必要とする利用者に支援が提供で きない状況である。今後自立支援協議 会などの場で広域的な見地から事業実 施に向け検討していく。	福祉課
9	特別児童扶養手当 給付事業 継続	身体及び知的、精神障が いのある 20 歳未満の子 どもを監護している父母 に対して障がいの程度に 応じて手当を支給する制 度の受付事務を行う。	該当する子どもが増加傾向にある。適 格な受付事務の事務処理を継続実施 し、県の資格審査や給付事務等をスム ーズに行えるよう努めていく。	福祉課
10	障がい児福祉手当 継続	常時介護を必要とする在 宅の重度障がい児（20 歳 未満）に対して手当を支 給する。	該当する子どもが増加傾向にある。対 象者は常時介護が必要であることから、日常生活における生活費等の補助 的給付として引き続き支給していく。	福祉課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
11	通所・通園等交通費 助成事業 継続	児童発達支援施設又は放課後等デイサービスに自家用車で通っている家庭を対象に補助基準額に応じて交通費を助成する。	関連施設等を利用する子どもとともに、関連事業所も増加している。交通手段の補填的事業として、引き続き対応していく。	福祉課
12	補装具費支給事業 継続	身体障害者手帳の交付を受けている子ども又は特定難病の子どもに対して補装具の購入又は修理等に係る費用を助成する。	日常生活及び社会生活を総合的に支援していくため、法律の規定に基づく費用の助成を引き続き実施していく。	福祉課

基本施策4 ひとり親家庭への支援

<施策の方向>

(1) ひとり親家庭の自立支援

- ・日常生活等における支援のための相談及び助言・指導の充実
- ・安定した日常を過ごすための経済的な支援制度の利用促進

(2) ひとり親家庭への生活支援

- ・教育・保育サービスの充実とともに民間事業者等による生活支援サービスの育成

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	児童扶養手当給付 事業 継続	児童扶養手当法に基づくひとり親家庭等への経済的支援であり、所得額や扶養親族数等に応じて支給する。	根拠法令に基づき、適正な資格審査のうえ支給処理を行うことで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を引き続き行っていく。	子ども支援課
2	母子・父子及び寡婦等福祉資金貸付 事業 継続	子どもの進学等により入学資金等が必要となる場合に、生活状況等審査のうえ無利子又は低金利で貸付する。(償還期間3～15年)	貸付決定は県で行うが、市では申請の窓口として受付業務を行っているため、提出された関係書類等に不備なく適正な資金の貸し付けができるよう対応していく。	子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
3	自立支援教育訓練 給付金事業 継続	主体的な能力開発の取り組みを支援するため対象教育訓練講座を受講し修了した場合に経費の60%を支給する。	ひとり親家庭の生活安定を支援するため、適切な処理を引き続き行っていく。また、広報活動等をさらに実施していくことで当該事業の積極的な活用を促していく。	子ども支援課
4	高等職業訓練促進 給付金事業 継続	就職の際に有利で、生活の安定に資する資格取得の促進のため、修学時の経済的支援として給付金を支給する。	安定した生活を目指す親に対し、修学時における経済的不安の解消を図るため引き続き事業を行っていく。また、広報活動も充実させ積極的な活用を促進していく。	子ども支援課
5	女性相談・DV被害 等対策事業 継続	被害者の自立に向けた助言・指導を行うとともに、帯同する子どもの健全な成長のための支援をする。	被害者とともに子どもへの支援にも十分配慮しながら対応していく。また、子どもの安全・安心を優先し、児童虐待等を含めて再発防止に努めていく。	子ども支援課
6	母子生活支援施設 及び助産施設入所 措置 継続	DV被害等で避難した母子が施設入所することで安定した生活を送りながら自立に向けた支援をしていく。	入所した母子等が、日常生活における規律や環境等を、支援員を通じて改善できるよう促し、施設側と連携し合うことで早期自立に向けた支援を行っていく。	子ども支援課

基本施策5 児童虐待への対応といじめ・不登校対策の充実

<施策の方向>

(1) 児童虐待の予防と早期対応

- ・関係機関や地域とともに、相談や見守り等による児童虐待予防と早期対応に向けた取り組み及び親子への心のケアの充実

(2) 児童虐待防止に向けた市民意識の啓発

- ・児童虐待が子どもへの重大な人権侵害であることを認識させるための市民に対する意識の啓発活動

(3) いじめ・不登校等の予防と早期対応

- ・重篤な問題への発展阻止及び早期解決に向けた関係機関との連携強化
- ・子ども及び保護者に対する相談環境の充実

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	いじめ・不登校等 対策委員会の設置 継続	児童生徒のいじめ・不登校等の問題の現状調査及び指導方法、発生防止の調査研究を行い、具体的施策を策定する。	各学校の現状把握を十分行ったうえで連携を図り、国や県の調査と連携しながら、いじめに発展する可能性のある初期の言動に注意を向けた対応を強化していく。	学校教育課
2	子どもと親の相談電話設置 継続	教育支援センター内の教育相談室に「子どもと親の相談電話」を設置し、小・中学生や青少年、保護者からの様々な相談に対応している。	引き続き、各学校や関係機関との情報共有と連携強化を図り、問題解決に向けて取り組んでいく。	学校教育課 生涯学習課
3	スクールカウンセラー派遣事業 継続・拡充	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして派遣し相談・助言体制を整備している。また、学校の要望に応じて県子どもサポートセンター登録の認定カウンセラーを長期継続的に配置し、子どもと触れ合う機会を増やしている。	スクールカウンセラーの派遣希望は各学校においては増加傾向にあり、現状に追いつかない状況であるとともに現職のスクールカウンセラーの負担増が懸念される。教育現場の負担減を考慮し早期に派遣職員の増員を検討し、子どもや親への相談に丁寧な対応ができるように努めていく。	学校教育課
4	登校支援コーディネーターの配置 継続	各学校の中間教室適応指導員や不登校担当者、スクールソーシャルワーカー等と連携してスクールカウンセラー、中間教室を関係部局等とともに支援の調整をする。	校内中間教室への訪問等により不登校児童の実態を把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して、安心した「学びの場」づくりに向けて取り組んでいく。	学校教育課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
5	教育相談室・中間教室の設置 継続	教育支援センターに教育相談室を設置し、面談等で相談に応じている。また、中間教室も同センターに設置し、不登校児童を受入れながら所属校の登校へと繋げている。	支援会議を通じて、定期的に各学校と情報共有し、子どもの復帰に向けた多角的な教育プログラムを組み込むことで登校できるよう支援していく。	学校教育課
6	要保護児童対策地域協議会運営事業 継続・拡充	関係機関との調整機関として運営し、専門分野からの助言、指導及び情報共有による支援を行っている。また、関係機関との連携強化により、児童虐待の早期発見や未然防止に繋げている。	通告時は、速やかに状況確認を行い関係機関と連携、情報共有して子どもの心身の安全確保を最優先に対応していく。また、妊娠・乳幼児期からの切れ目ない支援を行うため当協議会を中心に関係部局と連携し、国が努力義務として規定した子ども家庭総合支援拠点の設置を進めていく。	子ども支援課
7	児童虐待以外の要保護児童支援 継続	児童虐待以外の事由で、保護や支援を要する子どもに対して、関係機関と連携し、家庭状況に応じて定期的な支援を行っている。	定期的な面談や訪問の実施により、養育する親の悩みや困りごとの解決策と一緒に考え、適切な支援に努めることで児童虐待の未然防止に繋げていく。また、家庭養育の推進を目指し、里親の確保や支援、該当児童への計画的な支援の提供等、社会養護体制の充実に取り組んでいく。	子ども支援課

基本目標3 次代を担うたくましい人づくり

物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、自然体験や社会経験の不足から、コミュニケーション能力の低下等が課題となっています。

学校教育においては、日々の激しい変化に順応し社会で自立できるよう自然や人との関わりを通して感動体験や困難な体験等様々な体験を積み重ね、確かな学力、豊かな人間性、心技体のバランスのとれた成長を育む教育が重要です。

これらの課題解決に向けて、基礎学力向上事業、国際化社会に対応できる教育、キャリア教育の充実、地域の特色を活かした学校づくり、情報化社会に対応したモラル教育、コミュニティスクール事業等様々な取り組みを引き続き行っていきます。

また、子どもたち一人ひとりが生きるための力を育成するため、社会で自分の役割を果たすことができ、自分らしい生き方が実現できるよう、人材の育成を理念として推進していきます。

基本施策1 学校教育の充実

<施策の方向>

(1) 豊かな学校教育の展開

- ・地域性豊かな教育を展開するための地域との連携、地域資源の活用による体験学習等の機会の充実
- ・学校施設・設備等の教育現場環境の向上と教材の開発等による学習内容の充実
- ・時代のニーズに応じた人材の育成と情報教育やグローバル化に対応した学習の拡充

(2) 保健指導の充実

- ・性感染症等による健康被害の正しい知識の普及と喫煙や薬物乱用等の防止に向けた指導
- ・心や体に関する悩み相談やカウンセリング体制の整備

(3) 有害な社会環境の浄化

- ・公共の場における、子どもにとって有害とならないための環境整備
- ・インターネットやスマートフォン等の正しい使い方や利用制限等の啓発活動

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	情報教育環境の整備 継続・拡充	情報機器を効果的に活用した理解力向上となる授業を行い、子どもが社会で生きる力を育むことのできる教育現場として整備する。	小学校には教室に電子黒板を設置し、デジタル教科書等を活用できるよう引き続き環境整備を行っていき、中学校と同様な統合型校務システムを導入していく。	学校教育課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
2	情報モラル教育の推進 継続・拡充	スマホや情報機器等の各種メディアの利便性に潜む危険性やモラル・マナーを教育していく。	スマホや携帯電話等の所持等について現況調査を行い、その結果や情報機器関連のあり方を保護者とも協議し、子どもへの教育を通じて、家庭等で子どもが所持すべき意義の確認と適正な利用への啓発活動を行っていく。	学校教育課
3	外国語指導助手の配置 継続	小学校の外国語教科化への対応、中学校の英語科授業及び英語課外授業において聴く話す能力習得のために外国語指導講師（ALT）を配置し、国際的視野を育成する。	小学校の外国語の教科化・外国語活動の拡充が令和2年度までに予定されているため、その受入れ体制を整備していく。	学校教育課
4	コミュニティスクール事業 継続・拡充	学校・地域・家庭が一体となり「地域に開かれた学校」を目指していく。 地域の人材活用により「たくましい安曇野の子ども」が健やかに育つよう事業を推進していく。	国のコミュニティスクール制度に適應するよう組織の見直しをする。学校応援隊（ボランティア）の募集を積極的に行い、関係機関との連携を深めていく。また、配置されている地域コーディネーターを有効活用し、福祉教育の推進を図っていく。	学校教育課
5	総合的な学習の時間活用 継続	地域資源の活用による体験学習、情報教育や国際化に対応した学習の充実を図っている。	地域交流の充実とともに、認定こども園等で実施する自然教育・保育等の導入を検討し、各学校における地域の特色を活かした学習の取り組みを引き続き実施していく。	学校教育課
6	中学校職業体験学習 継続	地域性の豊かな教育の展開を目指すため、地域企業等の協力により体験学習を実施している。	職業体験を通じて、働くことの意義や目的の理解、働く意欲や態度を育むことができるため引き続き実施していく。	学校教育課
7	学校における保健指導の充実 継続	性教育や薬物使用等の正しい知識を普及するとともに、「SOSの出し方に関する教育」について中学生を対象に実施する。	各学校での保健指導により、子どもたちが正しく理解するよう教育現場を通して引き続き行っていく。	学校教育課

基本施策2 家庭教育の充実と青少年の健全育成

<施策の方向>

(1) 家庭教育の充実

- ・保護者へのきめ細かな家庭教育支援と地域全体で保護者を支える体制整備
- ・家庭教育に関する情報や学習機会の提供と地域の子育て支援者の養成

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ・学校と家庭、地域が連携した子ども・青少年の健全育成活動の推進
- ・放課後や休日等に子どもたちが異年齢の友達と遊ぶことで仲間づくりのできる環境や世代間交流のできる環境の充実

(3) 多様な学習の展開

- ・子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供
- ・子どもたちが主体的に新たな課題を発見し、その克服に向けて自主的に取り組むことのできる学習機会の提供

(4) 子どもの権利の保護

- ・子どもの権利に関する市民意識の啓発と、人権を守るための相談や人権保護活動の促進

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	放課後子ども総合プラン推進事業 継続・拡充	小学校において放課後子ども教室を開催し、地域の方々の参画により地域での子育てを推進するとともに子どもたちの遊びや運動、文化活動への支援を行っている。	授業時間の増加や水曜日のクラブ活動により高学年の参加が困難となっている小学校もあるが、地域ごとのミニ運動会やサッカー教室、囲碁教室等の講座又は自由遊び等の活動を進めていく。	生涯学習課
2	子ども会育成会支援事業 継続	各地域で開催される子ども会育成会活動を支援し、地域の伝統行事の継承や、年代を超えた交流の促進を図っている。	子どもたちの自主的な活動を推進するため、地区に活性化補助金を交付していく。	生涯学習課
3	青少年体験学習事業 継続	自ら考え、手を動かしてモノづくりする等の体験を積み重ねることで、自立心、主体性、協調性、責任感、創造力等の能力育成を行っている。	校外での学びの場の創出や居場所の拡大が求められている中、令和元年度から新たに親子プログラミング教室を開催し、より多くの方が参加できるよう講座内容や開催時期及び回数等工夫していく。	生涯学習課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
4	スポーツ少年団支援事業 継続	青少年の継続的なスポーツ活動を奨励し、体力・精神力・社会性の養成を図っている。	団結式や運動適性テストをはじめ、交流事業等年間 270 以上の事業を実施している。また、スポーツリーダー養成講習会等指導者の育成や競技会の実施により競技力向上に寄与している。事業等継続していくとともに、団員数が減少傾向のため加入者を増やすための啓発活動を進めていく。	生涯学習課
5	青少年センター事業 継続	青少年センターを中心に広報啓発及び街頭巡回活動、青少年相談、社会環境浄化活動等により、青少年の健全育成及び非行防止に努めている。	青少年センターだよりによる啓発のほか、長期休みの街頭巡回、7月に「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月には「子ども・若者育成支援強調月間」での街頭啓発、また、青少年健全育成に関する講演会を開催しており、引き続き実施していく。	生涯学習課
6	生活・学習支援事業、子どもの居場所づくり 拡充	貧困世帯等の子どもに対して学習支援や居場所づくりを行うことにより、学習意欲と基礎学力の向上を促し、子どもの進学や将来における安定就労に繋げ貧困の連鎖を防止する。 事業者等が実施することも食堂では、食べることができない状況を解消し、健全な育成に繋がる事業として推進する。	子ども学習支援の実施については、地域に偏りがあるため市内全域に万遍なく広がるよう検討していく。また、生活習慣・育成環境の改善、教育・就労等に関する相談に対して情報提供や助言・指導を行うとともに、関係機関との連携を強化していく。 こども食堂に関しては、地域特性を生かし、多くの市民が参加できるよう、実施する事業者等に対して支援を行う。	福祉課 子ども支援課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
7	民生児童委員協議会運営事業 継続	主任児童委員（12名）が中心となり、子どもに関する情報を学校と連携して対応している。年数回の会議や研修により子ども・子育てに関する情報交換の場を設定し情報共有を図りながら活動している。	学校との連携により学齢期の児童生徒の情報共有は行っているが、学齢前又は高校生の情報収集が困難であるため、担当部署と協議し地域の見守りとしてさらに協力してもらえるようにしていく。	長寿社会課
8	ブックスタート・セカンドブック事業 継続	本と触れ合う契機として、4ヶ月健診時に絵本を贈呈している。また、セカンドブック事業として読書習慣の定着と親子のコミュニケーション充実を図るため、2歳児健康相談時に絵本を贈呈している。	読書習慣の定着と親子間のコミュニケーション形成を図る重要な情報教育ツールとして引き続き実施していく。また、定期健診等の促進や孤立化の防止に繋げることのできる事業として関係部署と連携していく。	文化課

基本目標4 子育てを支える環境づくり

子どもを安心して産み育てるために、子どもを持つ家庭が子育てしやすい生活空間の確保を促進するとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。特に子どもの安全については、子どもの命を守るための地域活動が重要となります。

男女という固定概念を払拭し、父母が協力して家庭での責任を果たすことがお互いの子育ての負担感を軽減します。健全な家庭づくりに繋げるためにも、男女共同参画社会の啓発を推進していかなければなりません。

また、働きながら子育てするためには、事業主の子育てに対する理解と協力が必要となります。現在、育児休業制度等は女性の利用が大半で男性はほとんど利用していない状況となっており、ニーズ調査でも職場が利用しにくい雰囲気がある等の回答も多かったことから、働きながら安心して子育てができるよう関係機関と連携し職場での環境整備を推進していくことで、仕事と家庭・子育てが調和した豊かな生活の実現を図っていきます。

基本施策1 子育てしたくなるまちづくり

<施策の方向>

(1) 子どもの遊びの場と安全を確保する環境整備

- ・都市公園等の整備により安心して遊べる場の提供及び子どもも大人も活動しやすい歩道整備の推進
- ・子どもに対する交通安全教育や防犯教育の充実と子どもを犯罪や交通事故等から守る地域活動の推進

(2) 子育て相談窓口及び情報発信コンテンツの充実

- ・状況に応じて気軽に利用できるための相談体制の整備
- ・必要とする子育て支援情報が正確に伝わるための広報や窓口等の相談業務の見直し、また、情報発信に向けた部局間との連携
- ・個人端末機器による効果的な情報提供の運用の実施

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	都市公園等環境整備事業 継続	子どもが安全に遊具等利用できるよう定期的な点検整備を実施し、親子や友人等との遊びの場、触れ合いの場として提供している。	誰もが利用できる公共の場として楽しく、かつ、安心安全が確保できるよう遊具点検及び環境整備を行っていく。また、地域全体で子どもを見守ることのできる公園のあり方を、地域関係者や団体等とともに検討していく。	都市計画課 子ども支援課 農政課 観光交流促進課

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
2	散歩道・通学路等の危険箇所点検及びパトロール 継続	認定こども園や学校等から要望のある危険箇所の改善要望について関係機関と随時点検を行い、問題点を洗い出しながら子どもの安全を確保する。	引き続き定期点検を実施し、散歩、通学時等における子どもの安全が確保できるよう、担当部局と協議し早期改善に向けて取り組んでいく。	学校教育課 子ども支援課
3	交通防犯教育の実施 継続	地域のパトロール活動により、子どもの交通安全及び犯罪の未然防止に取り組んでいる。	地域活動として行っていく中で、地域格差もあるため、市で統一的な活動として実施できるよう改善していく。	学校教育課
4	情報発信ツールの環境整備 継続・見直し	子育て支援に関する身近な情報を簡単、手軽に取得することで、子育てする楽しさととともに孤立・不安を解消できるよう、最新の情報を提供していく。	公式サイトの内容を見直し、より見やすく、分かりやすい情報として提供できるよう改善していく。また、スマートフォン等の普及により、子育て支援に関する情報を手軽に入手できる情報アプリ配信ツールとして効果的であるかを、他自治体への調査や関係部局と協議のうえ検討していく。	子ども支援課 健康推進課 生涯学習課
5	子育てガイドブック作成 継続	母子手帳交付時の配付や関連施設への設置により、市の子育てに関する情報提供を行うことで、様々な事業や相談窓口等を知ってもらおう。	見やすく分かりやすい情報案内を意識し、子育て世代のニーズに応じることのできるガイドブックを提供していく。また、官民協働によりガイドブックを作成しているため、経費・労力削減効果もあり、請負側と連携しながら作成していく。	子ども支援課
6	孫育てリーフレット配布 新規	祖父母からの子育て支援方法に今昔の違いがあるため、育児方法の違い等をまとめたリーフレットを作成する。	新生児訪問時にこどもノートを配布し子育て情報を提供しており、母親だけでなく祖父母にも活用してもらおうよう促しているが、それとともに孫育てリーフレットも配布していく。	健康推進課
7	子育て支援相談窓口の効率化 継続・拡充	成長段階に応じ、切れ目ない一貫した支援ができるよう、ワンストップサービス化を図る。	保健師を配置する「母子・子育て相談窓口」を起点に、相談内容に対応した支援サービスを提供できるよう関係機関と連携し、定期的に情報を共有しながら育児不安への解消に繋げていく。	健康推進課 子ども支援課 福祉課 生涯学習課

基本施策2 仕事と生活との調和

<施策の方向>

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・仕事と家庭生活の調和が取れることのできる社会の普及及び市民意識の啓発活動

(2) 就労環境の向上

- ・仕事と子育てのバランスがとれた生活を目指す働きやすい職場づくりの推進
- ・国・県等の関係機関との連携による各種制度の周知や情報提供及び事業主への啓発

No	主な事業	事業内容	現状の課題と今後の取り組み	担当課
1	就労相談・再雇用 支援事業 継続	地域の就労環境を充実させるため、ふるさとハローワークを設置して就職希望者に職業相談や職業紹介をしている。また、職場環境及び待遇等に関して不満や問題等抱える方に生活労働相談を行い、若者の就労サポートを行う等の相談会を実施している。	女性労働力をいかに活用するかの観点から、「松本広域圏しごと創出事業」として塩尻市から提案されたテレワークセンターを令和元年度に開所したため、フルタイムでの就労困難な方に対して就業機会を提供していく。なお、将来的には50名規模の仕事量を確保できるようワーカーの育成やクライアント先の調整に取り組んでいく。	商工労政課 人権男女共同参画課
2	事業所等への意識 啓発 新規	母親だけでなく、父親の育児休暇等の取得率向上に向けて事業所等への啓発活動とともに、男性への家事・育児支援の興味・関心を持てるような情報提供を行っていく。	市ホームページや広報等を活用し、子育て家庭への休暇取得を推進するとともに、仕事と家庭生活の両立が図れるよう、定期的に来事や話題を取り上げていくことで情報提供していく。	子ども支援課 商工労政課
3	働きやすい職場 環境整備 継続・拡充	事業所に男女共同参画コミュニケーションが企業訪問し、職場環境の状況視察や環境整備の啓発を行っている。また、産後休暇、育児休暇制度等事業所の就労条件の整備を促進する。	休暇取得しやすい職場環境の整備に取り組む事業所が微増傾向であるため、先進的に取り組んでいる事業所の事例紹介を積極的に行い、働きやすい職場環境を提供する事業所数の増加に繋げていく。	人権男女共同参画課 商工労政課
4	女性活躍促進事業 継続・拡充	出産・育児期に就業率が低下する状況を解消するため女性の活躍推進を後押しする講演会や講座等の開催を随時行っている。	生活の安定、職場での活躍等を期待して講演会等を開催しているが若年世代の参加者が少ないため、多くの方に参加してもらえるような工夫が今後必要となってくる。	人権男女共同参画課

第4章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画について、基本理念等を踏まえ、次のように取り組みの方向性や具体的な事業等を位置づけます。

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事業等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定する区域であり、子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて設定します。

そこで、本市においては、都市規模や地域環境、交通条件等を踏まえ、前事業計画同様に一体的に取り組んでいくため市内全域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保方策

子ども・子育て支援新制度に基づき実施する事業について、本計画期間における量の見込み（需要）と事業量の確保方策（供給）を次のとおり設定します。算出方法については、平成31年度に実施したニーズ調査や、今後の人口推移の動向、関連事業の実施状況及び実績などを踏まえて算定しておりますが、需要動向に注視しながら、必要な事業量の見直しや供給体制の確保などへ柔軟に取り組んでいくものとします。幼児期の教育・保育に関しては、次のような保育認定区分のもと、量の見込みや確保方策を設定します。

○「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	給付の対象	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
＜1号認定＞ 満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定子ども以外の子ども	・教育標準時間（教育標準時間外の利用については、一時預かり事業等の対象となります。）	・幼稚園 ・認定こども園
＜2号認定＞ 満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園
＜3号認定＞ 満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・保育短時間 ・保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業等

【事業の概要】

本市では、認定こども園が公立18園、私立2園、保育所が私立1園、幼稚園が公立1園、地域型保育事業が7事業所あります。平成29年度には、公立保育所の全園を認定こども園とし、家庭状況に応じて利用できる環境となっています。

教育・保育の提供は、子どもの健やかな成長を見守って行われますが、特に本市では豊かな自然環境と地域資源を活用し、屋外を中心に様々な体験活動を取り入れた教育・保育を提供する「信州やまほいく」を事業展開することで、子どもの心と身体の健康づくりに取り組んでいます。

また、少子化傾向の中において、近年の3歳未満児の保育需要が増大し、受入れ対応が急務となっているため、今後の動向を踏まえ、教育・保育の維持と充実に努めていきます。

【取り組みの方向】

（教育・保育内容の充実）

- ・認定こども園の普及に努め、就学前教育の充実に努めます。
- ・教育・保育に携わる職員の専門性や資質の向上を図るため、必要な研修等を実施するほか、研修会等への参加を促進します。
- ・教育・保育サービス利用者に対する情報提供の充実に努めます。
- ・サービス利用者等からの苦情に対する、客観的かつ適切な対応体制の確立を進めます。
- ・教育・保育サービスの質や量について、公正かつ適切な評価制度の研究を進めます。
- ・心身に障がいのある子ども等、教育・保育を受けるために支援が必要な子どもについて、子ども発達支援相談室やその他の支援機関等と連携を図り、必要な支援を行います。

（教育・保育環境の充実）

- ・認定こども園、幼稚園等の施設及び設備の充実に努めます。
- ・地域型保育事業の普及に努め、事業者に対して必要な支援を行います。
- ・就学前教育の充実に努めます。

（利用者等への支援）

- ・すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、サービス利用者の負担軽減を図るとともに、多様な教育・保育の実施主体やその利用者へ支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

○ 1年目（令和2年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
1量の見込み		584	0	1,665	597	78
2確保の内容		584	0	1,665	597	78
	認定こども園・保育所・幼稚園	541	0	1,659	485	46
	認可外保育施設	43	0	3	5	3
	地域型保育事業	-	-	-	82	23
	事業所内保育事業	0	0	3	25	6
3過不足（2-1）		0	0	0	0	0

○ 2年目（令和3年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
1量の見込み		578	0	1,649	610	83
2確保の内容		578	0	1,649	610	83
	認定こども園・保育所・幼稚園	535	0	1,643	485	46
	認可外保育施設	43	0	3	5	3
	地域型保育事業	-	-	-	95	28
	事業所内保育事業	0	0	3	25	6
3過不足（2-1）		0	0	0	0	0

○ 3年目（令和4年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
1量の見込み		569	0	1,623	625	87
2確保の内容		569	0	1,623	625	87
	認定こども園・保育所・幼稚園	526	0	1,617	499	50
	認可外保育施設	43	0	3	5	3
	地域型保育事業	-	-	-	96	28
	事業所内保育事業	0	0	3	25	6
3過不足（2-1）		0	0	0	0	0

○ 4年目（令和5年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
1 量の見込み		557	0	1,588	635	92
2 確保の内容		557	0	1,588	635	92
	認定こども園・保育所・ 幼稚園	514	0	1,582	509	55
	認可外保育施設	43	0	3	5	3
	地域型保育事業	-	-	-	96	28
	事業所内保育事業	0	0	3	25	6
3 過不足（2-1）		0	0	0	0	0

○ 5年目（令和6年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	年齢区分	3-5歳 教育のみ	3-5歳 幼稚園利用	3-5歳 保育利用	1・2歳	0歳
1 量の見込み		550	0	1,569	646	96
2 確保の内容		550	0	1,569	646	96
	認定こども園・保育所・ 幼稚園	507	0	1,563	520	59
	認可外保育施設	43	0	3	5	3
	地域型保育事業	-	-	-	96	28
	事業所内保育事業	0	0	3	25	6
3 過不足（②-①）		0	0	0	0	0

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

令和2年度～令和6年度の5か年間にわたる量の見込み等について、次のように想定します。
 なお、子ども・子育て支援法第59条に基づく、地域子ども・子育て支援事業の13事業区分及びそれぞれ種別として次のように位置づけ、前事業計画の事業として引き継いでいきます。

○ 地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系	通所系	その他
(1) 利用者支援事業	利用者支援事業 (母子・子育て相談窓口)	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○		○	
(3) 妊婦健康診査	妊婦一般健康診査				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業	養育支援訪問事業	○	○		
(6) 子育て短期支援事業	子育て支援ショートステイ事業			○	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業		○	○	
(8) 一時預かり事業	一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—				○
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—				○

(1) 利用者支援事業

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、母子・子育て相談窓口（子育て世代包括支援センター【母子保健型】）を中心に、身近な場所での情報提供及び成長段階に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

また、子育てに関する情報収集や発信ができる場所、天候等に関わらず自由に親子が集うことのできる場所として、子育て支援センター（仮称）の設置のあり方について、新設に限らず既設施設の利活用や現行事業の改善等を子ども・子育て会議や生涯学習課等の関係部署と慎重に検討し、市としての具体的な方向性を早期に見出し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【取り組みの方向】

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援をワンストップで行えるよう、本庁舎内の母子・子育て相談窓口を拠点にして実施します。また、公立認定こども園や幼稚園等での園庭開放や穂高健康支援センターにおいても、子育てに関する情報提供や相談等を受け付けて支援していきます。

また、関連情報の一元化・集約等により、利用にあたっての相談や必要な助言・指導とともに関係機関との連絡調整も行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

(母子保健型)

(単位：箇所)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	1	1	1	1	1
2 確保内容	1	1	1	1	1
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

主な担当課：生涯学習課

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っており、特に在宅で子育てをしている家庭の孤立化の防止や育児による精神的ストレスの軽減に繋げていきます。

今後も、親子がともに学び成長できる場や機会を提供するとともに、地域の子育てに関係する機関や団体等と連携し、子育て支援の充実を目指します。

【取り組みの方向】

親としての心構えや子どもの成長過程で必要なことを伝える大切さ等を子育て支援員を通じて助言・指導しているキッズパーク事業（0歳から2歳までの親子が対象）を、9ヶ所の各児童館で特色を活かしながら引き続き実施するとともに、だれもが利用しやすく楽しめる事業、集まりやすい環境づくりを推進していきます。

また、児童館を管理運営する指定管理者とともに、自由に利用できる親子の居場所の確保やキッズパーク事業の見直しを図ることで来館者数の推移も見込みながら、子育て支援拠点としてさらに充実を図ることができるよう検討していきます。

なお、老朽化した児童館については、建て替え等も視野に入れて、整備の検討を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回/年)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	19,707	19,485	19,282	19,032	18,751
2 確保内容	19,707	19,485	19,282	19,032	18,751
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

なお、妊婦健康診査に対しては公費助成により行い、妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票（妊婦健診14回分）を交付しています。

【取り組みの方向】

妊婦の全数を対象とした事業であるため、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対して必要な事業量を今後も確保していくとともに、妊娠時から出産・産後の時期は、喜びと同時に不安や悩みも多様化し増大しているため、安心して出産ができるよう、母子保健サービスの提供と産科医療体制の確保に引き続き取り組んでいきます。

妊娠届出時には、妊婦一般健康診査受診票を交付し、定期的な健診を促していること、また、妊婦健康診査については、県の医師会等に委託しているため、県内の参加医療機関等で受診することができ、県外の医療機関でも受診可能となっています。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回／年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	7,699	7,592	7,485	7,413	7,259
2 確保内容	7,699	7,592	7,485	7,413	7,259
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※出生数の推計値に健康診査受診率（平成30年度実績）を掛けた数値を受診延べ人数として表記しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

主な担当課：健康推進課

【事業の概要】

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、相談支援等を継続して行っていきます。

【取り組みの方向】

出産後は早期に家庭訪問を実施し、母子の健康状況や養育環境等の把握に努めるとともに、成長段階に応じた保健指導および育児に関する情報提供を行い親の育児不安の軽減を図ります。

母子保健サービスにおいては、健康診査、訪問指導、相談の充実等、母と子の健康支援に努める必要があり、さらには、核家族世帯の増加に伴う育児の孤立化が進んでおり、親の生活習慣が子どもに大きな影響を与えるという観点から、育児についての情報提供を行っていきます。支援が必要な家庭には関係機関と連携し、提供サービスの検討をしていきます。

また、全ての家庭へ訪問できるよう、関係機関等と情報共有し、連携を取りながら未訪問の家庭がないよう努めるとともに、里帰り出産による家庭訪問も引き続き他自治体と調整のうえ対応していきます。

【量の見込みと確報方策】

(単位：人/年間)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	647	638	629	623	610
2 確保内容	647	638	629	623	610
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保していきます。

今までも、乳児家庭全戸訪問事業やハイリスク妊産婦訪問、乳幼児健診等の結果から再訪問によるフォローを実施してきており、引き続き事業内容の充実を図っていきます。

【取り組みの方向】

育児ストレスや産後うつ等により、子育てに対する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となっている家庭が増えているため、民間事業者等による育児・家事の援助又は保健師や家庭児童相談員等の訪問により、具体的な養育に関する指導・助言を実施し、それぞれの家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

支援にあたっては、乳幼児全戸訪問事業や母子保健事業において、特に支援が必要であると判断した家庭、児童虐待防止等の観点から要保護児童のいる家庭において特に支援が必要であると判断した家庭について支援していきます。また、支援の可否判定等については、保健師及び家庭児童相談員等で決定し、支援内容や方法、スケジュール等の支援計画を作成し、継続的な支援を適正に実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	12	12	12	12	12
2 確保内容	12	12	12	12	12
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

保護者の疾病等により、家庭において養育することが困難となった子どもを、一時的に児童養護施設等に入所させ、必要な養育を行うことで家庭に対する子育て支援をしています。

【取り組みの方向】

核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化により、身近に頼る人がなく、様々な理由により一時的に子どもを預けてという家庭が増加している中、子育て家庭を総合的に支援し、子どもが健やかに育つ環境を整えることを目的に、一定の理由がある場合に子どもを預かることで、子育ての負担軽減を図ります。なお、利用にあたっては、世帯状況や家庭環境を十分把握し、必要に応じて他の子育て支援サービスとも連携を取りながら、保護者及び子どもへの負担をできる限り軽減できるよう配慮していきます。

今後も、児童養護施設等と業務委託契約を締結し、需要動向の把握に努めながら必要に応じて利用していきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	116	115	113	111	110
2 確保内容	116	115	113	111	110
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※受入れ施設：3ヶ所（松本児童園、松本赤十字乳児院・つつじが丘学園）

(7) ファミリー・サポート・センター事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

小学生までの子どもがいる子育て中の保護者を依頼会員として、児童の預かり等の援助を受けた者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を委託して運営しています。引き続き事業を実施していくとともに、活動体制を強化することで会員数の増加を図り、地域の繋がりを充実させていくことを目指しています。

【取り組みの方向】

核家族化が進み、頼る人が近くにいない家庭等が、当該事業を積極的に利用してもらえよう、妊産婦訪問や乳幼児健診でのパンフレット配付や雑誌等の広告掲載等により、当該事業の普及促進を引き続き行っていきます。

平成31年度には、ひとり親家庭や低所得者世帯を対象とした利用料助成制度を設置したことで利用数の増加を進めており、該当会員が低料金で利用しやすい事業として受入れられるよう今後も周知していくとともに、さらに会員数の増加に向けた事業展開を検討していきます。

また、多様化する子育て支援ニーズへの対応に合わせて、地域全体で支える仕組みづくりを推進していくことが必要であるため、会員同士の交流会等の開催数を増やし、子育て経験の豊富な協力会員から子育て中の若い世代に対し、子育てに関する知識や育児方法を伝えていくことのできる場を提供していきます。

なお、実際の運営に携わる委託先との連絡会議を定期的に行い、現状における課題等を協議し、できることから改善し、会員の増加を目指すとともに利用しやすい事業として充実させていきます。

【量の見込みと確保方策】

(就学前児童)

(単位：延人／年)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	924	915	903	887	880
2 確保内容	924	915	903	887	880
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(就学児童)

(単位：延人／年)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	1,061	1,047	1,039	1,039	1,012
2 確保内容	1,061	1,047	1,039	1,039	1,012
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

保育認定を受けない子どもの保護者が疾病、冠婚葬祭、短期就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かります。できる限り家庭で保育したいと思っている親たちへの支援サービス事業として柔軟に対応しながら、引き続き実施していきます。

【取り組みの方向】

核家族化が進行するなか、共働きなどの家庭だけではなく、家庭で子育てしたい保護者への支援も待機児童解消に繋がる一つの要因でもあり、一時的に家庭で保育できない場合の受け皿として一時預かり保育や幼稚園の預かり保育の体制を引き続き確保していきます。

幼稚園の預かり保育は、保育時間外や長期休暇の利用に対応して実施していますが、今後、地域情勢や利用状況等を踏まえ、市民からの意見等も聴取しながら認定こども園への移行等についても検討します。

なお、認定こども園や保育所等で実施している一時預かり保育については、引き続き現状どおりで受け入れを行っていきませんが、今後、必要なニーズに対応できるよう保育士等の人的資源の確保や資質向上、民間事業者等の協力を得ながら事業拡充に努めていきます。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園での預かり保育（在園児を対象とした一時預かり、幼稚園型Ⅰ）（単位：延人／年）

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	154	154	154	154	154
2 確保内容	154	154	154	154	154
3 過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：公立幼稚園1

認定こども園等における一時預かり（幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外）（単位：延人／年）

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	2,813	2,813	2,813	2,813	2,813
2 確保内容	2,813	2,813	2,813	2,813	2,813
3 過不足（2-1）	0	0	0	0	0

※受入れ施設：公立認定こども園7、私立認定こども園3、地域型保育事業所1

(9) 延長保育事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

仕事等の都合により、保育認定を受けた子どもが開園日の通常保育の利用時間以外に、認定こども園、保育所等で市の開園時間を限度に延長して保育を行っています。

【取り組みの方向】

就業や家庭状況等により、すべての認定こども園等で定期的に延長保育を利用する保護者がいること、また、ニーズ調査により実際の利用と希望の利用が現実とほぼ一緒であったため、現状の延長時間帯を継続したまま保育を実施していきます。

また、開園時間以外の利用を希望する保護者もいるため、市民ニーズにできる限り対応できるよう検討していきますが、現状においては、保育士不足等による人的配置ができないため、ファミリー・サポート・センター事業や民間事業者の預かり保育等、他事業との連携・協力により対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	1,172	1,173	1,169	1,160	1,158
2 確保内容	1,172	1,173	1,169	1,160	1,158
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※受入れ施設：28ヶ所（公立認定こども園等）

(10) 病児・病後児保育事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

病気や病後の子どもについて、安曇野赤十字病院に付設された一室において、病気治療中または回復期で集団保育が困難で、かつ、保護者の仕事等の都合により家庭で保育できない子どもを、看護師や保育士等の専門スタッフが一時的に保育を行っています。

【取り組みの方向】

女性の就業率の向上と社会進出が求められるなか、保護者が安心して子どもを預けて仕事をするためには必要な事業であるため、引き続き実施体制の整備に努めていくとともに、地域の保育施設等への情報提供と当該保育の質の向上に繋がるよう定期的な協議の場を設定していきます。

また、近年利用者が増加傾向にあるため、受け入れ施設の拡充も視野に入れ、今後、実績によるニーズ量の確保にも対応ができるよう、関係機関と協議しながら進めていきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	508	521	530	538	551
2 確保内容	508	521	530	538	551
病児・病後児対応型	470	483	493	501	513
ファミサポ	38	38	37	37	38
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

※受け入れ施設：1ヶ所(安曇野赤十字病院)

(11) 放課後児童クラブ事業

主な担当課：生涯学習課

【事業の概要】

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対して、授業終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。また、既存の放課後児童クラブの運営内容の改善や設備の充実を図るとともに、支援を行う人材の確保、育成にも努めるよう、指定管理者とともに運営体制を整備していきます。

【取り組みの方向】

平成26年度から、児童クラブ室の増築や小学校の余裕教室の活用等によって、約200人の児童クラブ定員増を図ってきたところですが、1年生から4年生のニーズ増加により、この定員増分も含め各児童クラブでほぼ定員一杯の状況となっています。

また、ニーズ調査結果では、小学6年生までの受入れ拡大と、家族状況等による入所要件の緩和の希望が多く寄せられているため、将来的ニーズを見極めながら児童クラブ室として活用できる施設の整備とともに、指定管理者における放課後児童支援員の増員に努め、小学校や指定管理者と綿密に協議を進めながら、全市一斉でなくとも可能なところから対応していきます。

なお、新たに小学校の余裕教室等を活用して児童クラブの整備を行う場合は、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設を利用する放課後子ども教室との一体的な事業運営を進めていきます。

【量の見込みと確保方策】

現在、小学4年生までの受入れですが、各小学校の今後の児童数推計を基に、新たな施設や小学校の余裕教室の整備等により、6年生までの拡大と受入れ枠の増員を検討していきます。

○低学年（小学1年生～小学3年生）

（単位：人／年）

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	505	488	483	487	479
1年生	195	196	197	199	190
2年生	157	151	151	152	153
3年生	153	141	135	136	136
2 確保内容	505	488	483	487	479
3 過不足（2－1）	0	0	0	0	0

○高学年（小学4年生～小学6年生）

（単位：人／年）

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	257	262	259	257	247
4年生	87	97	89	86	86
5年生	84	81	89	82	79
6年生	86	84	81	89	82
2 確保内容	87	97	89	86	86
3 過不足（2－1）	▲170	▲165	▲170	▲171	▲161

※4年生は受入れ可能。また、5・6年生の受入れは検討中ですが、受入れ可能と見込まれる定員数を表記しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成していきます。

子ども・子育て支援新制度に未移行の私立の幼稚園を利用する低所得者世帯の子どもの副食費を助成していきます。

【取り組みの方向】

国の制度に則って適切に助成事業として実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人／年)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	12	12	12	12	12
2 確保内容	12	12	12	12	12
3 過不足(2-1)	0	0	0	0	0

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

主な担当課：子ども支援課

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業として行っていきます。

【取り組みの方向】

地域のニーズに即した保育等の事業を進めるため、本市への参入希望を持つ事業者が円滑に事業を実施できるよう、引き続き相談、助言及び支援を行っていきます。

第4節 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及と充実

認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、家庭の就労状況の違いや変化によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に行う施設で、国の認定こども園の普及促進とともに、本市では、保育園で特例給付として受け入れていた子どもを1号認定子どもとして受け入れられるようにするため、平成29年4月から市内すべての公立保育園を認定こども園（保育所型）として運営し、子育て環境に合った教育・保育の機会を提供しています。

現在、民間事業者の参入等により、現状の体制で需要に対応できている状況に近づいており、施設面では充足してきているものの保育士等の人材確保不足等により受け入れができていない実情も生じています。

ニーズ調査結果では、子育てする母親も経済的不安等を理由に多くの方が就労を希望していることや3歳未満児の保育ニーズが増加していく可能性があるため、できる限り対応していくことのできる体制を総合的に判断しながら整備していきます。

2 産後休暇及び育児休暇後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休・育休明けの時期（原則1歳到達時）から保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業明けから利用できるような環境をできる限り整えていくため、産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行う必要があります。そこで、広報や公式サイト等による周知や相談窓口や認定こども園等での情報提供により、スムーズな職場復帰ができるよう努めていきます。

3 質の高い幼児期の教育・保育の提供と保育士等の資質向上

幼児期の発達が連続性を有するものであり、幼児期の教育・保育が生涯における人格形成の基礎となる重要な時期であるため、その担い手となる保育士等の研修体制を整備し、日頃の保育内容を振り返る園内研修を充実させていくとともに、専門性が必要となるアレルギー対応や児童虐待、気になる子への関わり方等の研修の機会を広く与えていくことで保育士等の資質向上に努めていきます。また、職員の処遇改善の方策も検討し、より質の高い教育・保育現場が提供できるよう取り組んでいきます。

4 幼児期の教育・保育と小学校との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、関係職員による意見交換を実施していくことで適正な引き継ぎができるよう行っていきます。また、職員の相互参観の実施や就学前児童の実態について話し合う機会を設け、幼児期から児童期への発達の流れ等についての共通理解を深め、小学校教育との連携を図っていきます。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策を充実させるため、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、現在の家庭児童相談室の人員配置や有資格者の人材確保等について、他自治体の動向を踏まえながら検討を進めていきます。また、平成 28 年以降の児童福祉法の改正とともに、県が策定する「社会的養育推進計画」の施策に基づき、子どもの権利保障と最善の利益の実現に向け関係機関と連携体制を強化しながら支援していきます。また、ひとり親家庭等の自立支援の推進に向けて、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援等を進めていきます。なお、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達と生活への支援も行っていきます。

6 仕事と生活の調和の実現に向けた雇用環境整備

少子化、核家族化が進行するなか、経済的不安による共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇等により、産後の母親の早期就業のニーズが高まる一方、支援サービスに対する期待も多様化しているため、子育て家庭の実情に応じた教育・保育サービスの提供ができるよう保育量の確保を進めていきます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しを促進するための広報活動や事業主への呼び掛け等に取り組んでいくとともに、育児休業制度の確立だけでなく、その運用や柔軟な労働環境の整備に取り組んでもらえるよう要求していきます。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画推進・進行管理体制の整備

本計画がその計画目標の実現にむかって着実に推進されるよう、庁内連携及び市民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

○ 庁内関係部局との連携

この計画に基づいて子ども・子育て支援対策を推進するために、保健・福祉分野に関連する部署だけでなく、教育、環境、まちづくり等、幅広い子ども・子育て支援関係部局との連携を図ります。

○ 計画の普及への取り組み

この計画の目標や施策の内容等について、各種のメディア（媒体）を活用して広く市民に情報提供していくこと、また、移住・定住希望者に向けたPRも実施していくことで、市内外へ情報発信できるよう努めます。

第2節 関係機関との相互連携による推進

子ども・子育て支援の推進は、まちづくりのあらゆる要素を含んだ活動全般の活性化が必要であり、計画目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が必要です。

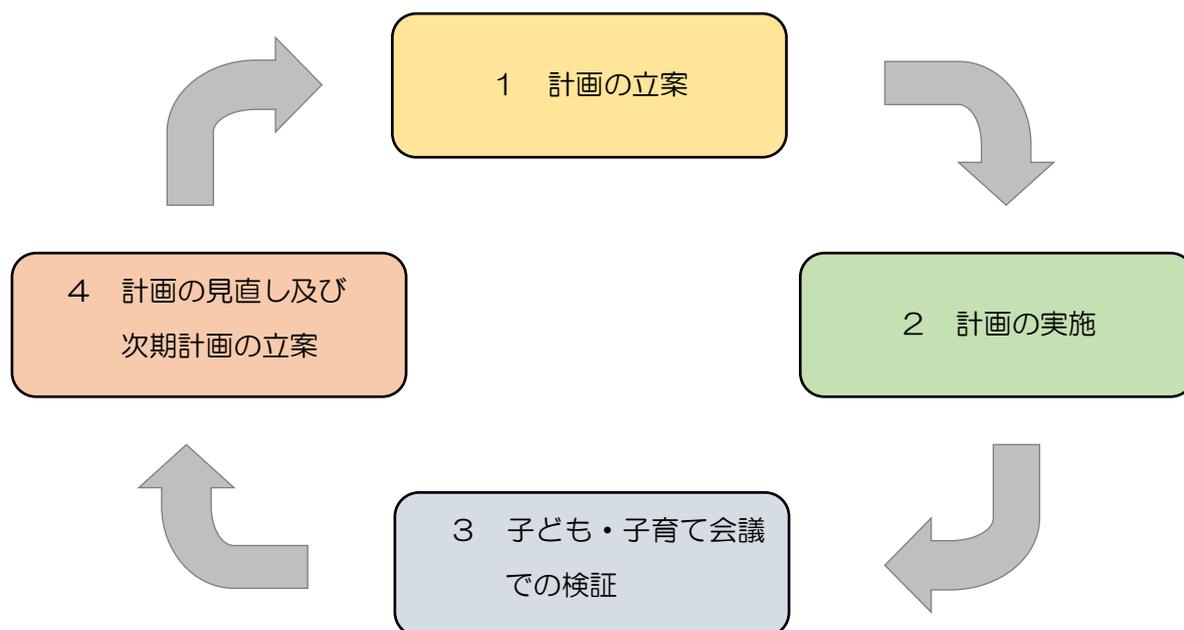
このため、子どもに関する各種情報の共有や研究活動の推進、サービスを提供する民間事業者の育成等を推進していきます。

○ 子ども関連組織・団体とのネットワーク強化

市内にある子供に関わる組織や団体について、その活動内容等を詳細に把握し、事業を展開するうえで連携を図りやすい体制を整備するため、情報を整理し共有化を図ります。また、教育や療育等、子どもに関わる人材育成を目指し、研修の充実や研究活動の支援に努め、協働による取り組みを広げていきます。

第3節 計画の点検・評価

本事業計画は、審議機関である安曇野市子ども・子育て会議において、毎年度事業の進捗状況及び実施後の施策評価を行います。なお、施策の実施にあたり、当初想定した見込み量や確保方策と実際の利用状況との差が生じる可能性があることから、計画の中間年にあたる令和4年度に、状況に応じた計画の見直しを行います。



資料編

1 活動評価指標及び参考値

基準値：平成 30 年度実績に基づく数値

目標値：本事業計画最終年度の目標とする数値を表示。なお、「-」の場合は基準値を参考としながら、各年度の進捗状況等を子ども・子育て会議で報告します。（地域子ども・子育て支援事業の対象事業は、第 4 章の量の見込み及び確保方策を評価指標とします。）

基本目標 1 健やかに産み育てる環境づくり

【基本施策 1】 安全な妊娠・出産への支援

No	対象事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	妊婦訪問	支援が必要な妊婦がいる家庭の訪問件数	142	—	件	健康推進課
2	両親学級	開催教室の参加者数	286	—	人	健康推進課
3	不妊・不育症治療助成	不妊・不育症治療を受けた申請数	128	—	件	健康推進課

【基本施策 2】 乳幼児と母親への健康支援

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	乳児一般健康診査受診票交付	健康診査受診者数	370	—	人	健康推進課
2	母乳・育児相談	育児全般に関する相談件数	2,767	—	件	健康推進課
4	母乳相談等助成事業	利用可能な施設確保数	12	—	施設	健康推進課
5	産婦健康診査	産後の健康診査受診者数（平成 31 年 4 月～）	—	—	人	健康推進課
6	宿泊型産後ケア事業	利用可能な施設確保数	8	11	施設	健康推進課

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
7	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児健診受診率	98	99	%	健康推進課
8	育児教室	教室参加親子数	433	—	人	健康推進課
9	離乳食教室	教室参加親子数	347	—	組	健康推進課
10	親子歯科教室	教室参加数（子） 教室参加数（親）	516 516	—	人	健康推進課
11	育児支援相談	心理相談員による 相談数	5	—	人	健康推進課
12	フッ化物洗口	12歳児一人あたりの 平均むし歯数	0.34	0.3	本	健康推進課
13	夜間急病センター	夜間・緊急時受診者数	1,532	—	人	健康推進課
14	休日在宅当番医制	休日医療（医院） 受診者数（歯科）	7,978 425	—	人	健康推進課
15	未熟児養育医療給付事業	対象乳児給付対象数	18	—	人	健康推進課

基本目標2 子育てを支援する仕組みづくり

【基本施策1】 児童福祉サービスの充実

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	3歳未満児の受け入れ体制整備	地域型保育事業所等の施設数	7	9	施設	子ども支援課
2	特別な配慮が必要な児童への対応	対応する保育士数（補助員含む）	64	—	人	子ども支援課
3	保育士・幼稚園教諭の専門性の向上	研修会等の保育士一人あたりの参加日数	2	3	回	子ども支援課

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
4	公立認定こども園の園開放及び情報提供	園庭等開放日数	12	15	回	子ども支援課
5	信州型自然保育事業	信州型自然保育を受ける児童の割合	55	55	%	子ども支援課
6	食物アレルギー対策事業	公立認定こども園及び幼稚園の対象児実数	123	—	人	子ども支援課

【基本施策2】 経済的支援の充実

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	子育て応援手当給付事業	給付対象児童数に対する第2子以降の出生数の割合	30	30	%	子ども支援課
2	就学援助費	支給対象となる児童数	831	—	人	学校教育課
3	乳幼児の紙おむつ処理手数料減免事業	減免申請数	1,691	1,600	件	廃棄物対策課
4	福祉医療費給付事業	給付延べ件数	63,336	—	件	長寿社会課

【基本施策3】 障がい児支援の充実

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	発達に関する相談業務	発育不安等による相談延べ数	1,171	—	件	福祉課
2	遊びの教室	教室参加児童延べ数	800	800	人	福祉課
3	はいはいたち相談日	発育相談開催日数	12	18	日	福祉課
4	子育てサポートプログラム	講座及び講演会等の開催日数	2	3	回	福祉課
5	放課後等デイサービス	各月の施設利用児童数	124	125	人	福祉課
6	通所・通園等交通費助成事業	助成金申請者延べ数	137	—	人	福祉課

【基本施策4】 ひとり親家庭への支援

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	ひとり親家庭等福祉 資金貸付事業	貸付申請者数	9	10	人	子ども支援課
2	自立支援教育訓練 給付金事業	対象講座受講者数	2	6	人	子ども支援課
3	高等職業訓練促進 給付金事業	養成学校等就学者数	3	6	人	子ども支援課
4	母子生活支援施設及び 助産施設入所措置	母子生活支援施設等 入所数	3	—	世帯	子ども支援課

【基本施策5】 児童虐待への対応といじめ・不登校対策の充実

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	いじめ・不登校等対策 委員会の設置	いじめの解消率	94	96	%	学校教育課
2	いじめ相談ホットライ ンの設置	相談事案の解決率	94	96	%	学校教育課
3	スクールカウンセラー 派遣事業	スクールカウンセラー 配置数	6	7	人	学校教育課
4	不登校支援コーディネ ーターの配置	就学児童に対する 不登校児童の割合	1.9	1.7	%	学校教育課
5	教育相談室・中間教室 の設置	学校への復帰児童数	8	10	人	学校教育課
6	要保護児童対策地域協 議会運営事業	新規児童虐待通告 受理数	168	—	人	子ども支援課
7	虐待以外の要保護児童 支援	解決に向けた継続懸案 に対する終結割合	28	30	%	子ども支援課

基本目標3 次代を担うたくましい人づくり

【基本施策1】 学校教育の充実

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	情報教育環境の整備	電子黒板設置数	126	332	台	学校教育課
2	外国語指導助手の配置	外国語指導講師の配置数	17	—	校	学校教育課
3	コミュニティスクール事業	取り組み事業数	187	200	件	学校教育課

【基本施策2】 家庭教育の充実と青少年の健全育成

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後子ども教室登録児童の割合	20	23	%	生涯学習課
2	子ども会育成会支援事業	活性化事業の取り組みを行う育成会数	42	50	地区	生涯学習課
3	青少年体験学習事業	体験学習講座の開催日数	17	20	回	生涯学習課
4	生活・学習支援事業	学習支援事業への参加児童数	24	30	人	福祉課
5	民生児童委員協議会運営事業	主任児童委員主体の会議開催数	3	—	回	長寿社会課
6	ブックスタート・セカンドブック事業	対象児童への図書配布の割合	99.6	100	%	文化課

基本目標4 子育てを支える環境づくり

【基本施策1】 子育てしたくなるまちづくり

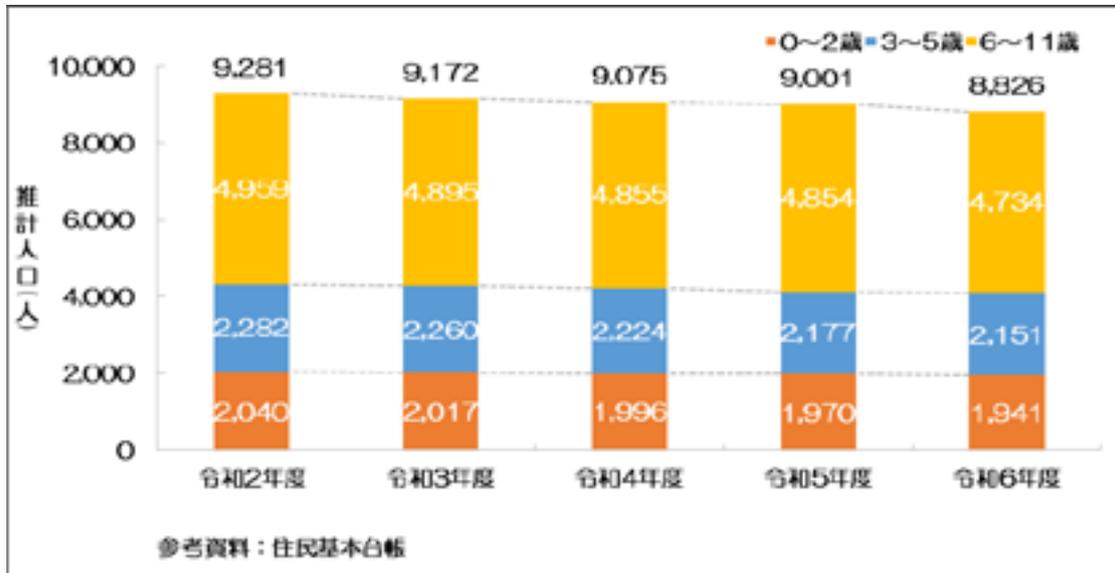
No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	散歩・通学路等の危険箇所点検及びパトロール	危険確認箇所数 認定こども園等 小中学校	58 22	— —	箇所	子ども支援課 学校教育課
2	子育てガイドブック作成	官民協働作成による冊子部数	3,000	3,000	部	子ども支援課

【基本施策2】 仕事と生活の調和

No	主な事業	指標	基準値	目標値	単位	担当課
1	就労相談、再雇用支援事業	54歳以下の女性への職業紹介数に対する就職者数の割合	33	35	%	商工労政課
2	働きやすい職場環境整備	コミュニケーターによる企業訪問件数	2	2	件	人権男女共同参画課
3	女性活躍促進事業	講座・研修会等の開催数	2	2	回	人権男女共同参画課

2 人口推計

本計画における施策・事業等を検討するにあたり、その前提となる人口規模については、計画期間内における子どもの推計人口として、次のように想定して事業を展開していきます。



(単位：人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	647	638	629	623	610
1歳	682	679	670	660	657
2歳	711	700	697	687	677
3歳	759	727	716	712	702
4歳	760	767	735	724	720
5歳	763	766	773	741	729
6歳	769	773	776	783	751
7歳	808	778	781	784	792
8歳	879	809	779	782	785
9歳	804	889	819	789	791
10歳	840	808	894	824	793
11歳	859	838	806	892	822

資料：住民基本台帳（平成26年から平成30年3月末の人口を基に推計）

コーホート変化率法による推計にあたっての考え方

(n歳の人口) = (前年のn-1歳の人口) × 変化率 (n歳の人口の前年のn-1歳の人口に対する比率)

(0歳の人口) = (前年の15～49歳の女性人口) × 出生比 (0歳の人口の前年の15～49歳の女性人口に対する比率)

3 ニーズ調査結果

《調査概要》

【就学前児童】

- ・調査対象 安曇野市在住で、0～5歳の子どもを養育する保護者
- ・調査期間 平成30年12月10日～平成30年12月28日
- ・対象者数 1,600人
- ・調査方法 就園児：認定こども園等配布及び回収 未就園児：郵送配付及び回収
- ・回収結果

配布数	回収数	回収率
1,600通	1,299通	81.2%

【就学児童】

- ・調査対象 安曇野市在住で、小学1年～4年生までの子どもを養育する保護者
- ・調査期間 平成30年12月10日～平成30年12月28日
- ・対象者数 1,000人
- ・調査方法 郵送配付及び回収
- ・回収結果

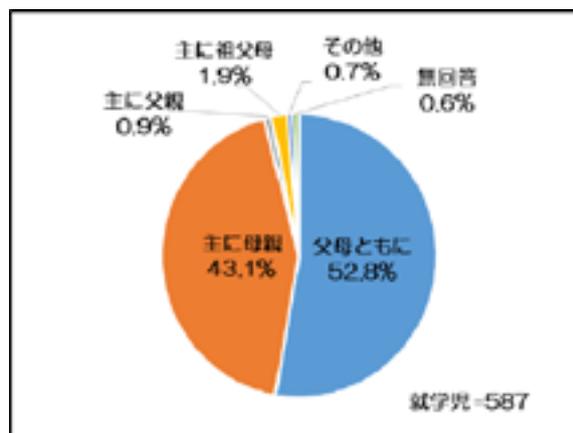
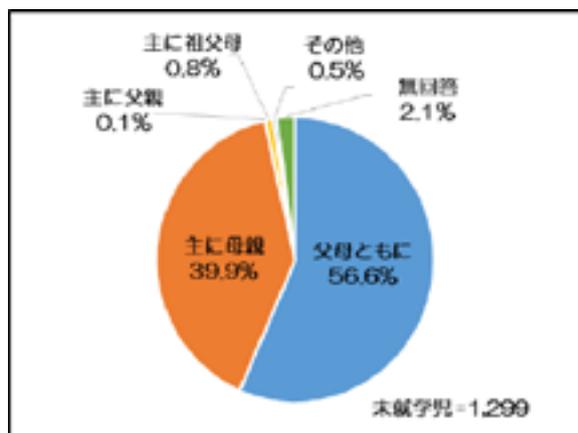
配布数	回収数	回収率
1,000通	587通	58.7%

※2人以上の児童がいる世帯は、最年少の児童を対象として調査票に回答していただいております。

1 家庭での子育て環境について

未就学児及び小学生のいる家庭では、半数以上が父母ともに協力し合いながら子育てを行っていることが伺えます。

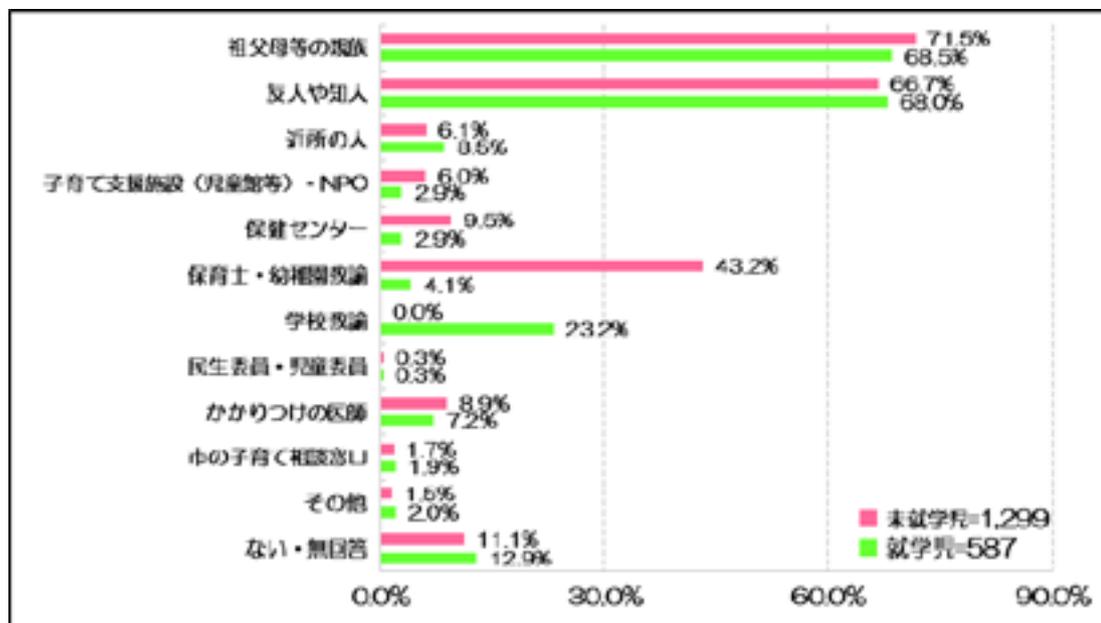
質問：子育てを主に行っているのはどなたか。



2 子育ての相談先とその悩み、不安内容について（複数回答）

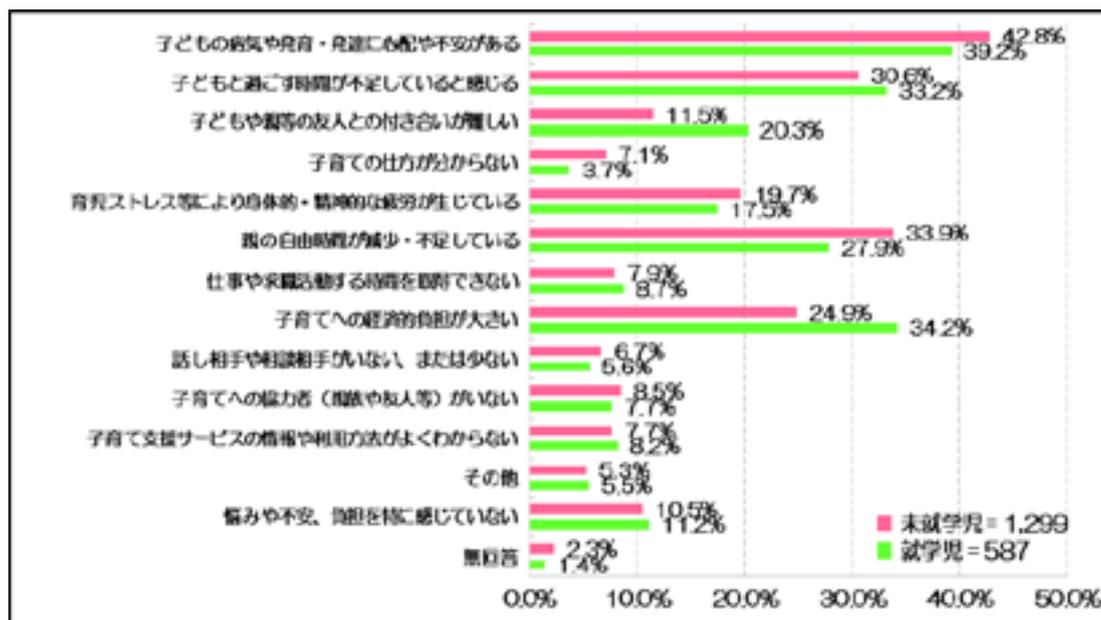
祖父母等の親族や友人への相談が圧倒的に多い中、保育士や学校教諭といった関係者への相談も多いことが分かります。

質問：子育てに関して、気軽に相談できる先はどこか。



子どもの病気や発育の不安、家庭の経済的負担の大きさを感じているとともに、子どもと過ごす時間や親の自由時間の不足も感じています。また、育児ストレス等による身体的・精神的な疲労を感じている親もいるため、子育てしやすい環境づくりが求められます。

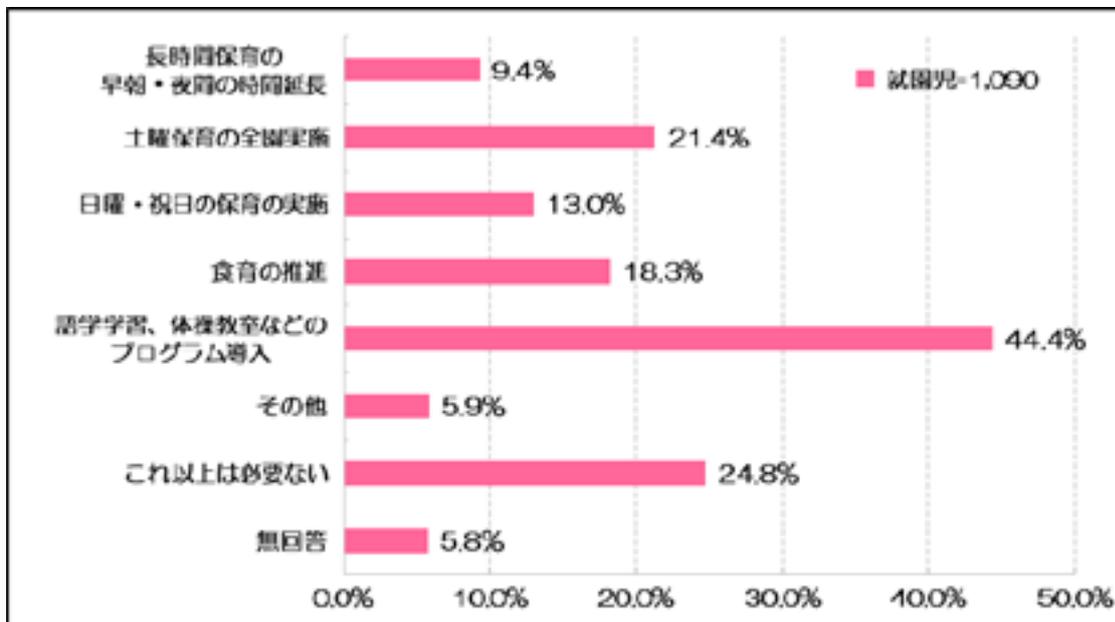
質問：子育てで、悩みや不安、負担を感じることはどんなことか。



3 教育・保育施設等で充実してほしい支援サービスについて

就園児のうち、土曜保育の全園実施、語学学習等の課外プログラムの導入等のサービス充実を要望している親が多い一方で、これ以上のサービスを必要としないと考える家庭もあります。

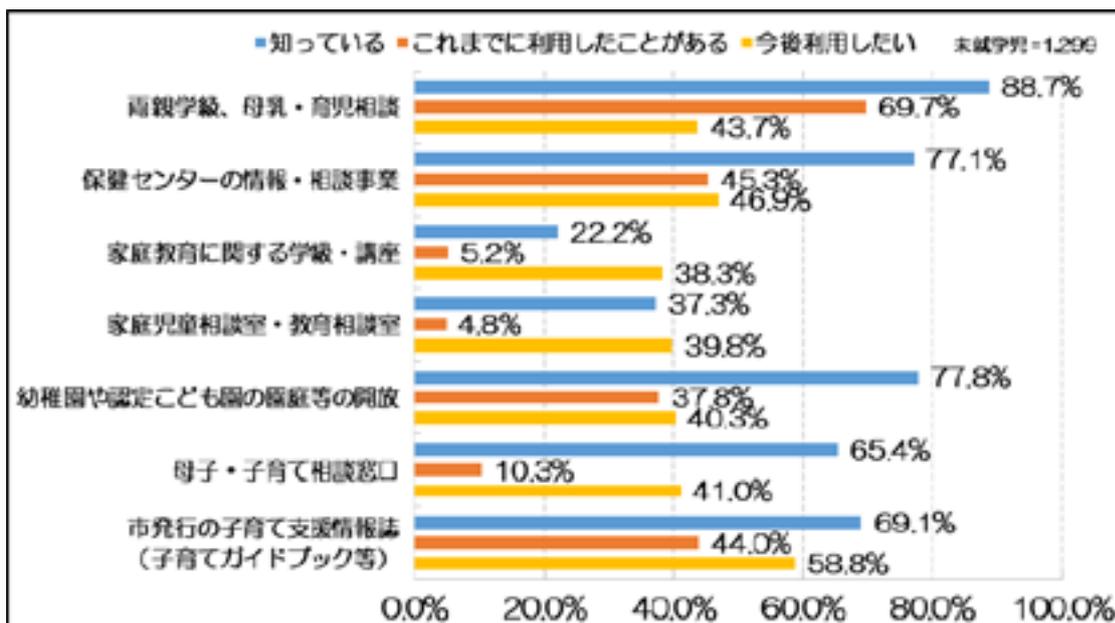
質問：現に教育・保育施設等を利用している中で、充実させてほしい支援サービスはあるか。（複数回答）



4 子育て支援サービスの認知状況

市が提供する子育て支援サービスに関して、情報としてある程度周知されていることが分かります。そのうえで、知ってもらうことだけでなく、いつでも気軽に相談できる体制整備も必要となります。

質問：市の事業で、知っているもの、これまでに利用した、今後利用したいと思うもの。



5 平日以外の放課後児童クラブの利用希望について

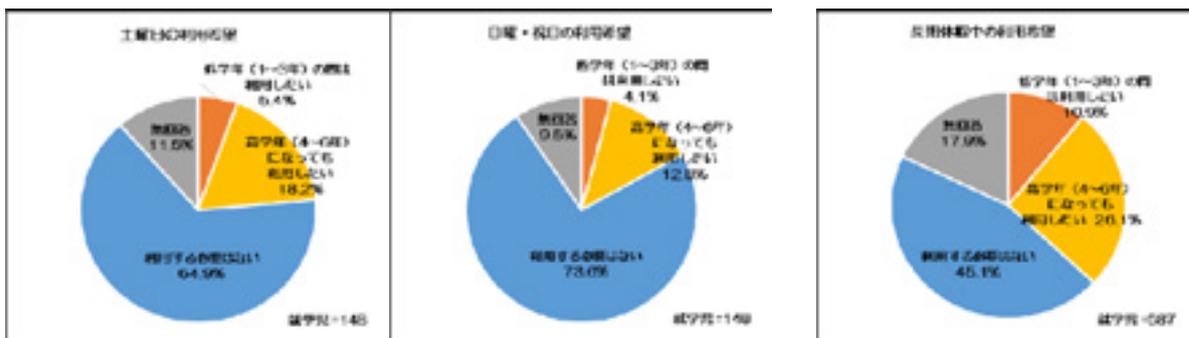
就学児を持つ家庭では、小学6年生まで利用したいと思っており、特に長期休暇中の利用を要望している家庭が多いため、受入体制を整備していかねばなりません。

質問1：子どもの放課後の過ごし方で、放課後児童クラブの利用を希望した家庭のうち、土曜日、日曜・祝日の利用を希望するか。(図1)

質問2：就学児を持つ家庭で、長期休暇中に放課後児童クラブの利用希望はあるか。(図2)

(図1)

(図2)



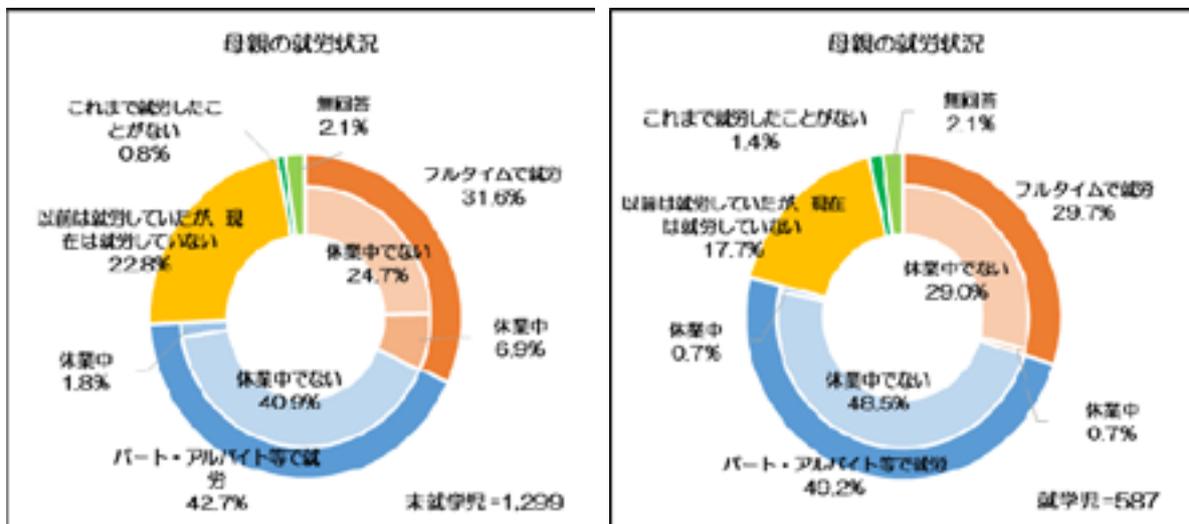
6 母親の就業状況について

フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している母親が約80%を占めており、父親とともに共働きする家庭も多くなってきている様子が伺えます。

質問1：未就学児及び小学生を持つ家庭の母親の就業状況について

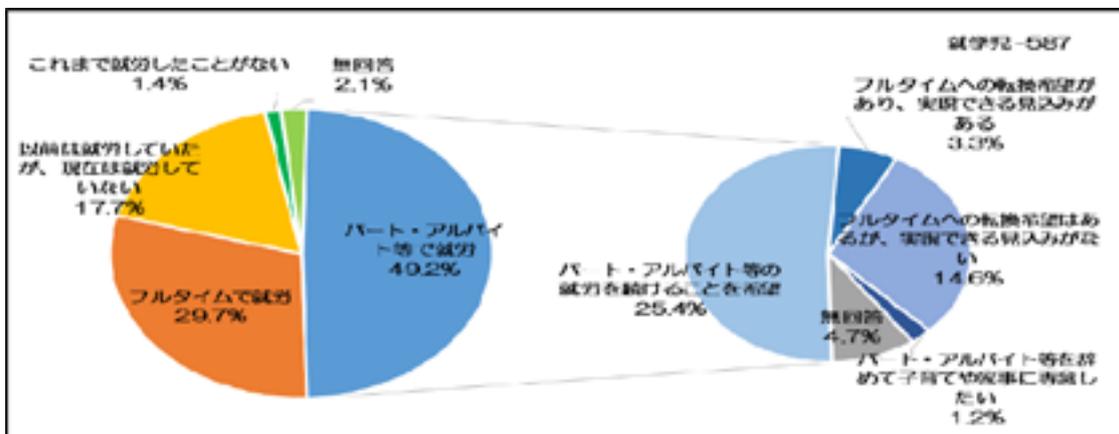
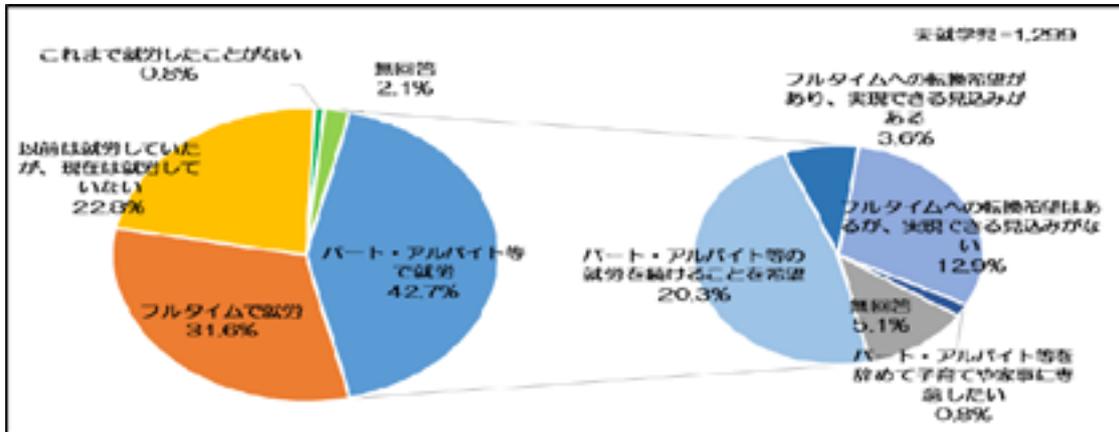
(未就園児)

(就学児)



パート・アルバイト等で就労している母親で、フルタイムへの転換希望はあるが、子どもを持つ現状を考慮すると時間の融通が利く勤務先で引き続き就労することを希望しています。

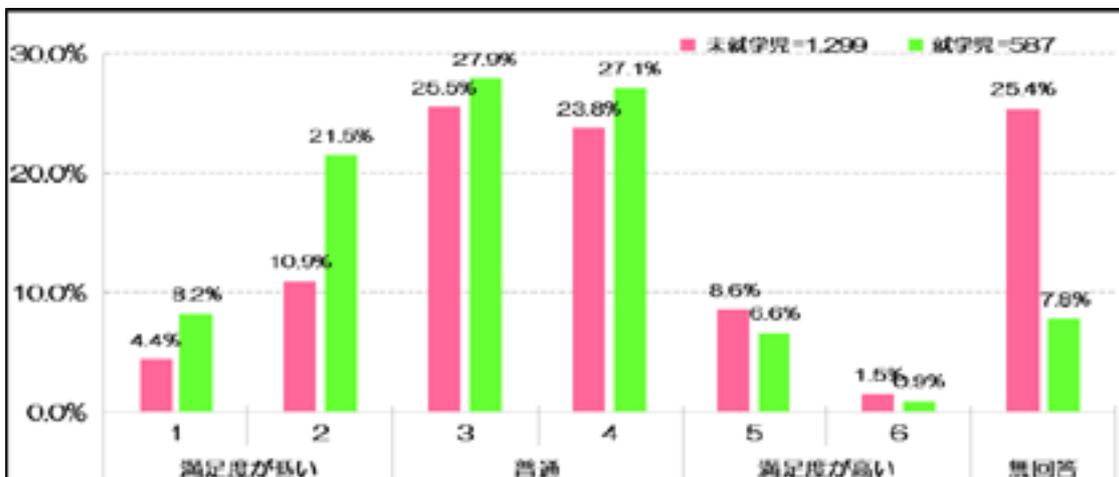
質問2：上図のパート・アルバイト等で就労している母親のうち、今後フルタイムへの転換希望はあるか。



7 市の子育て環境や支援に対する満足度

市の子育て環境や支援に対して、普通だと思っている家庭が多いため、子育て世代が安曇野市に住みながら、より満足してもらえらる子育て環境を整備しなければなりません。

質問：本市の子育て環境や支援の満足度



〇市の子育て環境や支援等に関する意見等

未就学児			
大分類	中分類	小分類	
教育・保育施設利用等について (25.7%)	幼稚園について	時間延長	0.5%
		入園しやすく、待機児童の解消、年度途中の受け入れ	0.5%
		一時・短期・夜間・休日・長期休暇中・警報時の受け入れ	0.5%
		その他	1.9%
	認定こども園等について	入園しやすく、待機児童の解消、年度途中の受け入れ	6.1%
		入園条件見直し	0.5%
		教育・保育施設等の増設	1.3%
		一時・短期・夜間・休日・長期休暇中・警報時の受け入れ	1.3%
		時間延長	0.5%
		保育料の見直し	2.2%
その他	11.1%		
小学校就学時の生活について (13.5%)	教育環境等について	教育内容の充実と見直し	0.8%
		登下校時の安全確保	0.5%
	児童館・放課後児童クラブについて	時間延長	0.5%
		休日・長期休暇中の実施	1.3%
		利用条件の見直し	5.6%
		利用料の見直し	0.5%
実施施設の開設及び増設	0.5%		
その他	4.5%		
子育て支援全般について (24.1%)	地域子育て支援センター設置・遊び場の提供について	地域子育て支援拠点事業の充実	2.9%
		イベントの増設、イベント内容の充実	0.8%
		その他	0.5%
	その他の支援サービスについて	病児・病後児保育事業の充実	5.3%
		障害児への支援の充実	1.9%
		一時預かり事業の拡充	1.1%
		児童手当の充実と各種サービス料の見直し	2.4%
		その他	3.7%
	子育て関連情報について	子育て支援に関する情報の充実	2.9%
	子育てに関する相談先の充実	2.6%	
子育て環境について (25.9%)	子どもの遊び場、まちづくり、公共施設等について	11.9%	
	母子保健について	医療費補助、医療体制の充実	4.2%
		健診の充実	1.3%
	地域の繋がりや協働体制等について	4.5%	
その他	4.0%		
子育て中の保護者の状況について (4.0%)	子育てと仕事の両立について	1.1%	
	保護者のリフレッシュ、子育て不安等について	2.4%	
	その他	0.5%	
その他全般について (6.8%)	市政について	1.1%	
	アンケート調査について	2.6%	
	その他	3.1%	
就学児			
大分類	中分類	小分類	
教育・保育施設利用等について (3.6%)	幼稚園について	時間延長	0.4%
		入園しやすく、待機児童の解消、年度途中の受け入れ	1.3%
	認定こども園等について	教育・保育施設等の増設	0.4%
		保育料の見直し	0.7%
その他	0.8%		
小学校就学時の生活について (44.8%)	教育環境等について	教育内容の充実と見直し	1.8%
		登下校時の安全確保	0.9%
		老朽校舎の改修	0.4%
		給食について	0.9%
		その他	4.5%
	児童館・放課後児童クラブについて	時間延長	0.4%
		休日・長期休暇中の実施	4.9%
		利用条件の見直し	22.0%
		利用料の見直し	0.4%
		実施施設の開設及び増設	1.3%
その他	7.2%		
子育て支援全般について (18.4%)	地域子育て支援センター設置・遊び場の提供について	病児・病後児保育事業の充実	1.3%
		障害児への支援の充実	3.6%
		一時預かり事業の拡充	3.6%
	その他の支援サービスについて	児童手当の充実、各種サービス料の見直し	2.2%
		その他	6.3%
子育て支援に関する情報の充実	0.9%		
子育て環境について (23.8%)	子どもの遊び場、まちづくり、公共施設等について	13.5%	
	母子保健について	医療費補助、医療体制の充実	3.1%
		地域の繋がりや協働体制等について	4.5%
	その他	2.7%	
子育て中の保護者の状況について (5.8%)	子育てと仕事の両立について	0.9%	
	保護者のリフレッシュ、子育て不安等について	2.7%	
	その他	2.2%	
その他 (3.6%)	市政について	2.2%	
	その他	1.3%	

4 安曇野市子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	選出機関	組織区分
1	◎犬飼 己紀子	松本大学 (人間健康学部)	学識経験のある者
2	○依田 敬子	響育の山里くじら雲	認可外保育施設を代表する者
3	後藤 和美	P T A 連合会	子どもの保護者
4	宮下 紗也香	認定こども園連絡協議会 保護者会	子どもの保護者
5	赤堀 健一	主任児童委員 (~令和元年11月)	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者
	長崎 康成	主任児童委員 (令和元年12月~)	
6	大澤 克己	安曇野市社会福祉協議会	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者
7	土松 丞司	安曇野市校長会	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者
8	武井 真澄	安曇野市商工会	事業主又は労働者を代表する 者
9	木下 栄治	安曇野地区労働者 福祉協議会	事業主又は労働者を代表する 者
10	水谷 みゆき	公立認定こども園園長会	教育・保育施設及び地域型保育 事業を行う者を代表する者
11	丸山 屹子	私立細萱保育園	教育・保育施設及び地域型保育 事業を行う者を代表する者
12	三好 廣美	公立穂高幼稚園	教育・保育施設及び地域型保育 事業を行う者を代表する者
13	大倉 美保	—	公募による者
14	宮内 陽子	—	公募による者

◎会長 ○副会長 敬称略：順不同（任期：平成 30 年 10 月 15 日から 2 年間）

安曇野市子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

発行日 令和2（2020）年3月

発行 安曇野市

編集 福祉部子ども支援課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2000（代表）

FAX 0263-72-2065



安曇野市

